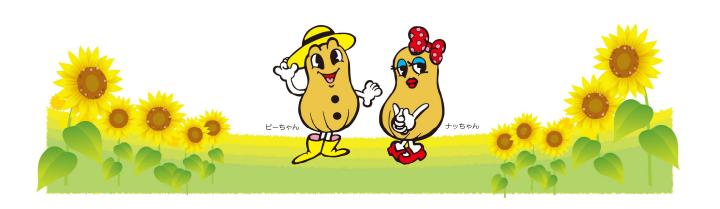
ト・モノ・コトがつながるまちづてク

第2次 八街市協働のまちづくり推進計画

令和4年12月 八街市



目 次

第1章 計画の概要 1. 計画策定の背景と趣旨	第1部 はじめに	
2. 計画の位置づけ	第1章 計画の概要	
3. 計画期間	1. 計画策定の背景と趣旨	6
第2章 推進計画の行動理念と基本原則 1.協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念	2. 計画の位置づけ	
1. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念 8 2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める上で配慮すること)9 3. まちづくりの基本的な考え方	3. 計画期間	
2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める上で配慮すること)9 3. まちづくりの基本的な考え方	第2章 推進計画の行動理念と基本原則	
3. まちづくりの基本的な考え方. 10 第2部 現状と課題 第1章 八街市の現状について 1. 第1次推進計画の振り返り. 12 2. 十分に成果が得られなかった事業. 16 第2章 課題 1. 各種事業における参加者アンケート及び恊働のまちづくりに関するアンケート結果の分析. 16 2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ. 16 第3部 計画の具体的施策 第1章 計画理念と基本方針 1. 計画理念. 18 2. 基本方針. 18 2. 基本方針. 18 2. 基本方針. 18 第2章 推進体系と施策の展開 1. 目標体系. 19 3. 施策の展開. 20 4. 協働推進事業. 22 5. 推進計画の指標. 39 第3章 進行管理と検証 1. 進行管理と検証 1. 進行管理. 41 2. 推進体制. 41	1. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念	
3. まちづくりの基本的な考え方. 10 第2部 現状と課題 第1章 八街市の現状について 1. 第1次推進計画の振り返り. 12 2. 十分に成果が得られなかった事業. 16 第2章 課題 1. 各種事業における参加者アンケート及び恊働のまちづくりに関するアンケート結果の分析. 16 2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ. 16 第3部 計画の具体的施策 第1章 計画理念と基本方針 1. 計画理念. 18 2. 基本方針. 18 2. 基本方針. 18 2. 基本方針. 18 第2章 推進体系と施策の展開 1. 目標体系. 19 3. 施策の展開. 20 4. 協働推進事業. 22 5. 推進計画の指標. 39 第3章 進行管理と検証 1. 進行管理と検証 1. 進行管理. 41 2. 推進体制. 41	2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める	上で配慮すること)9
第1章 八街市の現状について 1. 第1次推進計画の振り返り		
第1章 八街市の現状について 1. 第1次推進計画の振り返り	第2部 現状と課題	
1. 第1次推進計画の振り返り 1 2 2. 十分に成果が得られなかった事業 1 6 第2章 課題 1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関するアンケート結果の分析 1 6 2. 第 2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ 1 6 第 3 部 計画の具体的施策 1 6 第 1章 計画理念と基本方針 1 8 2. 基本方針 1 8 2. 基本方針 1 8 2. 基本方針 1 9 3. 施策の展開 1 9 4. 協働推進事業 2 0 4. 協働推進事業 2 2 5. 推進計画の指標 3 9 第 3章 進行管理と検証 4 1 1. 進行管理 4 1 2. 推進体制 4 1		
2. 十分に成果が得られなかった事業. 16 第2章 課題 1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関するアンケート結果の分析. 16 2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ. 16 第3部 計画の具体的施策第1章 計画理念と基本方針 1. 計画理念. 18 2. 基本方針. 18 第2章 推進体系と施策の展開 1. 目標体系. 19 2. 協働推進体系. 19 3. 施策の展開. 20 4. 協働推進事業. 22 5. 推進計画の指標. 39 第3章 進行管理と検証 1. 進行管理と検証 1. 進行管理. 41 2. 推進体制. 41		
第2章 課題 1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関する アンケート結果の分析		
1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関する アンケート結果の分析		
アンケート結果の分析. 16 2.第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ. 16 第3部 計画の具体的施策 第1章 計画理念と基本方針 18 1.計画理念. 18 2.基本方針. 18 第2章 推進体系と施策の展開 19 2.協働推進体系. 19 3.施策の展開. 20 4.協働推進事業. 22 5.推進計画の指標. 39 第3章 進行管理と検証 41 1.進行管理. 41 2.推進体制. 41	21. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	づくりに関する
2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ		
第3部 計画の具体的施策第1章 計画理念と基本方針1.計画理念		
第1章 計画理念と基本方針181.計画理念182.基本方針18第2章 推進体系と施策の展開191.目標体系192.協働推進体系193.施策の展開204.協働推進事業225.推進計画の指標39第3章 進行管理と検証411.進行管理412.推進体制41		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1.計画理念.182.基本方針.18第2章 推進体系と施策の展開191.目標体系.192.協働推進体系.193.施策の展開.204.協働推進事業.225.推進計画の指標.39第3章 進行管理と検証411.進行管理.412.推進体制.41	第3部 計画の具体的施策	
1.計画理念.182.基本方針.18第2章 推進体系と施策の展開191.目標体系.192.協働推進体系.193.施策の展開.204.協働推進事業.225.推進計画の指標.39第3章 進行管理と検証411.進行管理.412.推進体制.41	第1章 計画理念と基本方針	
2. 基本方針.18第 2 章 推進体系と施策の展開191. 目標体系.193. 施策の展開.204. 協働推進事業.225. 推進計画の指標.39第 3 章 進行管理と検証412. 推進体制.41	.,	1 8
第2章 推進体系と施策の展開1.目標体系.2.協働推進体系.3.施策の展開.4.協働推進事業.5.推進計画の指標.39第3章 進行管理と検証1.進行管理.2.推進体制.		
1. 目標体系.1. 92. 協働推進体系.1. 93. 施策の展開.2. 04. 協働推進事業.2. 25. 推進計画の指標.3. 9第3章 進行管理と検証4. 11. 進行管理.4. 12. 推進体制.4. 1		
2. 協働推進体系.193. 施策の展開.204. 協働推進事業.225. 推進計画の指標.39第3章 進行管理と検証412. 推進体制.41	1. 目標体系	1 9
3. 施策の展開.204. 協働推進事業.225. 推進計画の指標.39第3章 進行管理と検証412. 推進体制.41	* * *** * * * * * * * * * * * * * * * *	
4. 協働推進事業2.25. 推進計画の指標3.9第3章 進行管理と検証4.11. 進行管理4.12. 推進体制4.1		
5. 推進計画の指標		
第3章 進行管理と検証 1.進行管理41 2.推進体制41		
1. 進行管理		
2. 推進体制4 1		4 1

第4部 協働事例
第1章 行政参加の事例(市の事業に市民等が参加・協力している事例)
1. 施設の維持・管理44
2. 福祉4 4
3. イベント・講演等 4 5
4. 環境美化・保全 4 5
5. 安心・安全4 6
6. 広報・市民周知46
7. 市民意見・アイデア47
8 . その他
第2章 地域自治の事例(市民等が主体的に取り組んでいる活動の事例)
1. 地域組織
2. N P O法人 5 0
3. ボランティア・市民活動団体 5 1
4. 事業者 5 3
5. 各種実行委員会 5 5
第5部 協働のまちづくり推進のあゆみ
1. 協働のまちづくり推進のあゆみ58
資料編
1. 八街市協働のまちづくり指針60
2. 八街市協働のまちづくり条例82



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、八街市総合計画2005(平成17年3月策定)において、「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」をまちづくりの基本理念として位置づけ、この方針は、現八街市総合計画2015(平成27年4月策定)においても、八街市がめざす将来のすがたの基本理念として引き継がれています。

この間、平成25年10月に本市における協働のまちづくりに関する指針の 策定を目的として、八街市協働のまちづくり検討会、また、八街市協働のまち づくり推進協議会を設置し、平成27(2015)年11月には「八街市協働 のまちづくり指針」を策定しました。

さらに、平成29(2017)年2月に、協働のまちづくりを推進するための具体的な取り組み「八街市協働のまちづくり推進計画」(以下「第1次推進計画」という。)を策定、同年7月、協働のまちづくりを推進するための仕組みや基本的なルールを定めた「八街市協働のまちづくり条例」を制定し、地域自治及び行政参加の推進に取り組んできました。

第1次推進計画策定当初は、市職員を始め、多くの市民にとって、「市民協働」になじみが薄く、十分に理解されない中、広く市民に理解されることを目指して、協働推進事業に取り組んできましたが、自助・共助の取組を出発点として、自助・共助では解決できないことを公助で補完するといった補完行政の考え方がまだ浸透しておらず、協働の視点をもって、十分に課題の解決が図られていない状況にあります。また、地域の問題や課題を共有するために、市民同士、あるいは市民と行政が情報を持ち寄り、現状について深掘りする場や機会が少ないため、依然として課題の解決に向けて市民や市民活動団体、事業者などの知恵や力が十分に引き出されていないことも否定できません。

特に協働のまちづくりの拠点となる施設の設置や、まちづくりをコーディネートする人材の発掘・育成・配置については、未だに進展が見られず、地域課題解決への取り組みは、必要な情報提供などの支援を積み重ねることで修練されていくものであることから、市民活動の活性化のための環境づくりが急務となっています。

これらの状況を踏まえ、協働の考え方をもとに、これまで以上に市民と行政 とのつながりの創出を図るほか、コロナ禍における新しい生活様式への対応と いった、時代のニーズに応じた市民協働によるまちづくりをより一層推進する ため、「第2次八街市協働のまちづくり推進計画」(以下「第2次推進計画」と いう。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

第2次推進計画は、平成29年7月に制定した「八街市協働のまちづくり条例」に基づき、本市において協働のまちづくりを推進するための具体的な取組についてとりまとめたものです。また、本市の最重要計画で平成27年4月に策定した「八街市総合計画2015」の分野別計画として位置づけられます。

八街市総合計画2015

(平成27 (2015) 年4月策定)



八街市協働のまちづくり指針

平成27(2015)年11月制定



第2次八街市協働のまちづくり推進計画

計画期間:令和4(2022)年~令和8(2026)年



八街市協働のまちづくり条例 平成29 (2017)年7月制定

3. 計画期間

計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。 なお、計画の方針及び協働推進事業については、事業の検証結果や社会情勢の 変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととします。

第2章 推進計画の行動理念と基本原則

1. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念

八街市に関わるすべての人びとが、市民と市職員で策定した「八街市協働のまちづくり指針」に掲載されている八街市協働のまちづくりキャッチフレーズと八街市協働のまちづくり行動理念(8つの標語)のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

①八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

人にやさしく、地域で支えあい 明るい未来が見えるまちづくりを目指して!

- [ち]地域をむすび
- ま まちをつくれば
- [た] 楽しい未来

※「八街市協働のまちづくり指針」より

②八街市協働のまちづくり行動理念

【ふれあい】

標語1 人と人とがふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街 にしましょう。

【集い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語 5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

【郷 土 愛】

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に 活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが 自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

【つながり】

標語8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

2. 協働のまちづくりにおける基本原則(協働を進める上で配慮すること)

市民・市民活動団体・企業などと行政が協働によるまちづくりを推進するために互いに配慮すべき基本事項について掲載します。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する 立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が 対等な関係で連携・協力し、まちづくり活動に取り組みます。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行います。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組みます。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み、活動内容を豊かにします。

《対話と役割合意》

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認します。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化します。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

3. まちづくりの基本的な考え方

まちづくりの基本的な考え方としては、市民による「自助」の取り組みを 起点とし、市民の支え合いによる「共助」の取り組みで「自助」の活動を補う といった市民の自発的な取り組みをまちづくりの基礎とし、市民だけでは解決 できない課題に対して「公助」により行政が取り組みます。

このような「自助」「共助」「公助」の補完の原則のもと、まちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりの基本的な考え方



【自助】:まずは自分で

【共助】:自助でできないことを地域などで

【公助】:自助、共助でも解決できないことを公助(行政)で

市民、地域、行政が連携を図ってまちづくり

このまちづくりの基本を踏まえつつ、行政参加と地域自治の2つの協働の 取り組みを推進し、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を充実させて いきます。

特に地域自治の推進は、「共助」の領域を充実させる取り組みであり、今後のまちづくりにおいて重要な領域です。

この「共助」の分野が充実しなければ、「公助」の負担が重くなる一方ですし、行政における財源には限りがあることから、すべての課題を「公助」の範囲で対応することはできず、そこから漏れてしまう課題は「自助」への領域へと切り捨てられてしまいます。

このことから、これからのまちづくりにおいては、個人や家族による「自助」の取組では、解決できない課題を地域や企業、ボランティア団体などが連携して課題解決を図っていくといった「共助」の活動を広げていくことが重要になります。



第1章 八街市の現状について

1. 第1次推進計画の振り返り

協働推進1 担い手

- ①区・自治会への参加促進
- ②協働のまちづくりPR用パンフレット作成
- ③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボランティア活動への参加体験
- ④民間事業者における社会貢献活動の促進
- ⑤NPO法人の設立支援
- ⑥市民講演会等の開催
- ⑦高齢者の地域活動への参加促進
- ⑧高校・大学等の教育機関との連携促進

【主な成果】

- ○区長会勉強会等の実施(実施回数合計6回、参加者合計延べ279人)
 - ・各区が実施している加入促進策等 ・災害時の地域と行政の連携
 - ・自主防災組織立ち上げに対する支援
- ○協働のまちづくりガイドブック(PRパンフレット・リーフレット)作成
 - ・ずっと住みたい!この街に やちまた知恵袋 3,000部
 - ・ずっと住みたい!この街に 高齢者支援編 1,000部
 - ・ずっと住みたい!この街に 子育て編
- 1,000部
- ○夏休みボランティア体験教室の後援
- ○民間事業者を対象とするアンケートの実施
- ○図書館コラボ企画 第1回ビジネスサロン「図書館で学ぶNPOのいろは」 の実施(参加者33人)
- ○市民講演会の実施(実施回数合計2回、参加者合計延べ130人)
 - ・協働まちづくりセミナーin八街
 - ・誰もがくらしやすいまちづくりセミナー (八街市と八街市社会福祉協議会のコラボ企画)
- ○高齢者学級等の実施
- ○県内大学との包括的連携によるオンライン学習等の実施

《課題及び今後の方向性》

対話を通じて地域の課題を発見・共有し、見える化していくことが肝要であり、 その過程において、誰が何をできるのか、役割を明確にした上で、それぞれの主体が 互いに補完し合いながら役割を果たしていく必要があります。

協働推進2 しくみ:情報共有

- ①市民活動サポートセンター(まちづくりセンター)の設置
- ②市民協働活動の事例周知
- ③市ホームページにおける市民活動推進に関する情報掲載ページの開設

【主な成果】

- (仮称) 市民活動サポートセンターの段階的設置に関する基本方針の決定
 - ・他自治体が設置する市民活動サポートセンターの視察
 - ・市民活動サポートセンターの機能等に関する提言(答申)のとりまとめ
- ○市民、庁内への事例周知
 - ・庁内各課が把握する市民活動等の調査の実施
 - ちばコラボ大賞への応募
- ○市民協働推進課ホームページの開設

《課題及び今後の方向性》

市民と行政双方が相談や提案を持ち寄り、確かめ合いながら、具体的な協働事業 を編み出していくためには、それぞれを媒介する機能が重要であり、まずは、その 役割を果たすコーディネーターを早期に配置する必要があります。

協働推進2 しくみ:話し合いの場・機会づくり

- ①市民主体による円卓会議(協働のまちづくりの連絡協議会)の実施
- ②パブリックコメント制度の導入
- ③審議会等への公募等による市民の参画促進
- ④市政に関する出前講座の実施

【主な成果】

- ○「八街市市民意見公募手続の実施に関する規則」の制定(平成29年7月)
 - ・ 意見公募実施件数合計 36件、いただいた意見の数 379件
- ○「八街市審議会等の委員の公募に関する規則」の制定(平成29年7月)
 - ・公募実施件数合計18件、公募委員の人数延べ38人
- ○知っ得・納得やちまた出前講座制度の創設(平成31年4月)
 - ・令和元年度実施 講座メニュー数32、実施講座数10、実施回数210回、参加者合計延べ2,718人

《課題及び今後の方向性》

何らかのテーマに関して、行政・地域ではどのような取組がなされているのか、 如何なる成果が上がり、課題が残されているのか、立場の異なる者同士が情報を持 ち寄り、現状について徹底的に深掘りしていく場として、市民主体による地域円卓 会議のような場を設置する必要があります。

協働推進2 しくみ:市民活動連携支援

- ①市民活動サポートセンターの設置(再掲)
- ②市民活動支援アドバイザー(コーディネーター・つなぎ役)の育成・設置
- ③市民活動リーダーの育成
- ④市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
- ⑤コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
- ⑥地域まちづくり組織の設立・運営支援

【主な成果】

- ○地域力向上スクールの実施(実施回数合計3回、参加者合計延べ111人)
- ○コミュニティビジネスシンポジウムの開催 (千葉市主催)

《課題及び今後の方向性》

様々な分野で活動の担い手となりうる熱い想いを持っている市民が話し合える 場や機会をつくり、地域の課題や資源を共有・発信する拠点や、地域を面で捉え て地域に点在する様々な資源を多方面へ丁寧につなぎ合わせる機能として、まち づくりコーディネーターや市民活動サポートセンターといったソフトとハード、 両面の整備を着実に進めていく必要があります。

協働推進3 地域資源:まちづくりに活かす資源(ひと、お金、モノ、情報)の充実

- ①空き家・空き店舗を活用したまちづくり拠点の整備
- ②地域資源を有効活用するための調査・研究
- ③協働人材バンク制度の創設
- ④市民活動に対する寄附金の創設
- ⑤ふるさと納税の利活用

【主な成果】

- ○空店舗活用事業(1店舗)
- ○市民活動等に関する情報収集及び事例周知(活動等の視察件数合計91件)

《課題及び今後の方向性》

政策はもとより各種事業の計画から実施に至るまでの各過程において、市民・市民活動団体・事業者などの知恵や力を引き出し、活かしていくことが求められ、協働の視点を持って、多様な活動主体と連携・協力していく必要があります。

協働推進4 行政提案:行政から市民への働きかけ

- ①まちづくりサポーター制度の創設
- ②アダプト・プログラム制度(公共施設の里親制度)の創設

【主な成果】

- ○市民サポーターの募集(10事業)
- ○八街市公園サポーター制度(5団体)

《課題及び今後の方向性》

行政と市民等が協力・連携するためには、様々な問題や課題を可視化し、市民等が まちづくりへの関わり方を想像できるように働きかけることが肝要であり、活動の魅力や楽しさといった付加価値や具体的な取組の事例を付け加えるなどして、積極的に 情報を発信していく必要があります。

協働推進5 体制:庁内体制の整備

- ①市民協働推進課の設置
- ②協働のまちづくり推進計画の検証組織の設立
- ③市職員研修会の実施
- ④全庁で取り組む協働推進体制の構築
- ⑤地区別担当者制度の導入

【主な成果】

- ○市民協働推進課を設置(平成29年4月)
- ○八街市協働のまちづくり推進本部を設置(平成29年7月)
- ○八街市協働のまちづくり推進委員会を設置(平成29年9月)
- ○職員研修会の実施(実施回数合計5回、参加者合計延べ530人)
 - ・協働のまちづくりの基礎知識
 - ・Zoom の使い方講座
 - ・地域に出る研修会「コミトレ」

《課題及び今後の方向性》

地域課題や市民ニーズを把握するためには、職員が地域に出て市民との接点を持つ 必要があり、職員一人ひとりが地域の活動やイベントへの参加を通じて地域を知ろう とする意識が持てるよう、職員の意識改革を図る必要があります。

また、課題ベースで情報を共有し、連携して課題解決に取り組む全庁的な体制づくりを進めていく必要があります。

2. 十分に成果が得られなかった事業

- ・(仮称) 市民活動サポートセンター及びコーディネーターの設置
- ・市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
- ・地区別担当者制度の導入
- ・地域まちづくり組織の設立及び運営支援
- ・協働人材バンク制度の創設
- ・市民活動に対する寄附金制度の創設

第2章 課題

1. 各種事業における参加者アンケート及び協働のまちづくりに関するアンケート結果の分析

第2次推進計画の策定にあたり、現状の課題や協働のまちづくりに求めていることを明らかにするため、これまでに行ったアンケートを分析した結果、次の6つの課題が浮き彫りになりました。

- ①「協働のまちづくりの理解度」の向上
- ②「多様なまちづくり活動への参加の入口」づくり
- ③「話し合い、出会いの場」づくり
- ④「知る機会、気づき、共感」づくり
- ⑤「学びの場」づくり
- ⑥「横のつながり」づくり

2. 第2次推進計画の策定に向けて実施したワーキンググループ

- (1)情報共有WG
- (2) 話し合いの場・ネットワークづくりWG
- (3) 地域資源の掘り起こしと見える化WG

上記3つのワーキンググループにおいて、協働のまちづくりが進展しない要因について深掘りした結果、いずれのワーキンググループにおいても情報共有の重要性がポイントとして挙げられました。

まちづくりの営みの中で情報を発信する人と受ける人、支援を必要とする人と支援をする人、地域資源を提供する人と必要とする人などが、コミュニケーションを図ることで情報は共有されていくので、情報共有を推進するためには、それぞれがつながり、相互に働き掛け合える場づくりや仕組みづくりを行っていく必要があります。

これは、市民と市職員との関係性においても同様で、協働のまちづくりを推進するためには、市民と市職員がお互いに何ができるのかを共有するために話し合う場が必要であり、今回のワーキンググループを通じて、その意義を参加者間で共有できたものと思われます。



第1章 計画理念と基本方針

1. 計画理念

第2次推進計画では、本市に関わるすべての人々(市民、市民活動団体、事業者等)がまちづくりに参加しやすく、互いに連携・協力して様々な課題に取り組むことができるように、市民参加の仕組みや市民同士のつながり・連携しやすい環境の整備などについて計画し、市民参加の裾野を広げ、互いに支え合って活動する機会を増やすことを目的とし、少子高齢化・人口減少社会に対応した「協働」による持続可能なまちづくりを推進していきます。

計画理念

少子高齢化・人口減少社会に対応した 協働による持続可能なまちづくり

2. 基本方針

第2次推進計画では、協働のまちづくりの指針や条例、第1次推進計画の事業評価の内容を踏まえ、「情報共有の推進」「地域資源の活用」「地域自治の推進」「行政参加の推進」「庁内体制の整備」の5つの計画体系に沿って協働推進事業を展開し、計画理念の実現を目指します。

第2章 推進体系と施策の展開

1. 目標体系

計画理念を実現するために達成すべき目標について、5つの目標体系 に分類し、事業を実施します。

【目標1】

まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

【目標2】

様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

【目標3】

異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

【目標4】

まちづくりに活かせる地域資源(人・モノ・お金・情報)を発掘・育成し、有効活用するための場や機会を増やす。

【目標5】

市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

2. 協働推進体系

目標体系に掲げる5つの目標を達成するため、協働推進の基盤となる 取り組みについて、八街市協働のまちづくり条例に基づき、5つの協働 推進体系に分類し、事業を実施します。

【協働推進1】情報共有の推進

まちづくりの主体である市民等がつながり、相互に働き掛け合いながらまちづくりに取り組めるよう、情報共有を推進します。

【協働推進2】地域資源の活用

まちづくりに活かすことができる地域資源を掘り起こし、有効活用 してまちづくりに取り組むことを推進します。

【協働推進3】地域自治の推進

市民等が、地域に関わる情報を持ち寄り、地域の課題を発見し、主体的に課題解決に向けて取り組むことを推進します。

【協働推進4】行政参加の推進

市が実施する様々な政策の過程において、多くの市民等の参画を推進し、市民等の意見を取り入れて事業を実施します。

【協働推進5】庁内体制の整備

庁内において連携してまちづくりに取り組む体制を整備します。

3. 施策の展開

	_	
上位 計画		目的
八街市総合計画2015 :		八街市協働のまちづくり推進計
八つの街づくり宣言 におけるな		計画 計画理念少子高齢化・人口
政策 七の街 めざします!市民とともにつくる街		1減少社会に対応した協働による持続可能なまちづくり

	目標体系
目標 1	まちづくりに参加 する「市民、市民 活動団体、事業 者」を増やす。
目標 2	様々な活動主体が 連携・協力してま ちづくり活動を行 う機会を増やす。
目標3	異なる分野の活動 主体同士の連携を 増やし、効果的な 事業の促進を図 る。
目標 4	まちせくりに活かくり資・なる・・一番では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
目標 5	市が実施する事業 において協働の手 法を数多く取り入 れる。

1	体系		協働推進事業	
	1	(仮称) 市民活動サポートセンターの段階的な設置		
	情	2	協働のまちづくりPRパンフレット作成	
		3	小中学生に向けた市民協働の啓発及び ボランティア活動への参加機会の拡充	
協働推	報共有	4	市民講演会等の開催	
進	の 推 進	5	市民協働活動の推進に関する情報の収集・発信	
	ļ	6	知っ得納得やちまた出前講座の実施	
		7	(仮称)協働のまちづくりネットワークの設立	
		8	まちづくりに活かせる情報の発信	
協	地域	1	新たな活動拠点の調査・発掘	
働推進	資 源 の	2	協働人材バンク制度の創設	
2	括用	3	寄附により市民活動を支援する仕組みづくり	
		1	自治組織への参加促進	
	協働推進3	地	2	高齢者の地域活動への参加促進
働		3	市民主体による円卓会議の実施	
進		4	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進	
	進	5	地域まちづくり協議会の設立・運営支援	
		6	地域力向上スクールの実施	
	行	1	高校生・大学生が活躍するまちづくりの推進	
協働推	働参	参 2 パブリッ	パブリックコメント制度の見直し	
進		3	市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設	
		4	市民サポーターによるまちづくりの推進	
働	庁内の	1	全庁で取り組む協働推進体制の強化	
進 5	.,, ,	2	地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施	

重点	左記協	。 動推進事業	業によって	達成される	5目標	計画工程
事業	1	2	3	4	5	R4 R5 R6 R7 R8
0		•	•			ソフトの検討・導入 ハードの検討
	•					見直し 検討 実施 見直し 検討
	•					実施
	•					実施
		•				手法の検討
		•			•	実施
0		•	•	•		情報収集・研究・検討
0	•	•	•			情報収集·研究·検討
				•		情報収集·研究·検討
0		•		•		情報収集·研究·検討
				•	•	仕組みの研究 検討 実施
	•					実施
	•	•				実施
0		•	•			情報収集・研究・検討実施
		•				実施
	•	•	•			調査研究 検討 実施
	•			•		実施
	•					情報収集·研究·検討
					•	分析・見直し 実施 分析・見直し
	•	•			•	検討実施分析・見直し
0		•			•	実施
					•	実施
0					•	検討実施
			亜ナ. 海ュ	、テハノ	1. 75	特に重点的に取り組んでいく事業として位置

※重点事業・・・本計画を進めていく上で、特に重点的に取り組んでいく事業として位置づけたもの。(\odot は最重点事業)

4. 協働推進事業 【協働推進1】情報共有の推進

[1-1]

事業名	(仮称) 市民活動サポートセンターの段階的な設置
	市民等による活動を支援する中間支援組織がないため、情
	報の共有や主体間をつなぐコーディネートができていない。
	また、市民活動に必要となる会議スペースや備品などの整備
구다 시 D 국때 H로	もされていない。
現状・課題	ハード機能を整備するためには、適切な場所の選定や他の
	施設との複合的な利用方法など、公共施設の効率的・効果的
	な活用方法について十分に検討する必要があることから、施
	設の整備までに時間を要する。
	市民等のまちづくりに関する取組をコーディネートする
目的	いわゆる中間支援を行うための人員(コーディネーター)を
ם די	配置し、多様化するまちづくりの課題を解決するため、あら
	ゆる活動主体が協働で取り組むことのできる体制を整える。
	市民協働推進課内にまちづくりをコーディネートする専
	門職(コーディネーター)を配置し、市民活動の支援(相談
	業務)をはじめ、人、モノ、お金、情報といった地域資源を
	把握し、必要とする人につなげていき、地域資源を最大限に
事業内容	活かすための環境を先行して整備する。
	また、市民活動サポートセンターの設置場所や運営方針等
	について併せて検討を進める。
	※(仮称)市民活動サポートセンターの段階的設置に関する
	基本方針(令和元年10月7日決定)参照
協働適正事業	まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり【市
	民協働推進課】
	地域自治・市民活動の推進と連携・支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	(仮称) まちづくりコーディネーターの配置

※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進2】地域資源の活用</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進3】地域自治の推進</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進4】行政参加の推進</u>にも分類されます ※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進5】</u>庁内体制の整備にも分類されます

[1-2]

事業名	協働のまちづくりPRパンフレットの作成
	市民自らがまちづくりの当事者として参加する意識が不足
現状・課題	している。また、市民同士が自ら地域の課題に取り組む機会
	が少ない。
	市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識の向上を図り、互
目 的	いが協力して取り組んでいくことの大切さの理解を深め、市
	民活動の促進を図る。
	・既存のパンフレットの見直しを図るとともに、地域の特性
	に応じた活動や分野別のパンフレットを新たに作成し、ま
事業内容	ちづくりへの多様な関わり方を周知する。
ず 未 门 谷	・次代のまちづくりの担い手を育成するため、協働のまちづ
	くりについてわかりやすくまとめた小中学生向けのPR
	パンフレットを作成する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	PR パンフレットの作成数
	PR パンフレットの配布数

[1-3]

吉米 2	小中学生に向けた市民協働の啓発及びボランティア活動へ
事業名	の参加機会の拡充
	住民意向調査において、八街市を自分のまちとして愛着を感
現状・課題	じている人の割合が、5割以下となっており、郷土愛の醸成
	が課題となっている。
	小中学生がボランティア活動へ参加する機会を増やし、
目的	活動を通じて自分が住むまちに愛着を持ってもらうことで、
	将来にわたり、自らがまちづくりに参加する基礎を築く。
	・小中学生向けの協働のまちづくりPRパンフレットを作成
事業内容	する。
于未门在	・ボランティア活動に取り組む市民活動団体や事業者等
	と連携し、ボランティア活動への参加機会を拡充する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
	まちづくり活動の担い手づくり【市民協働推進課】
	夏休みボランティア体験教室【社会福祉協議会】
関連部署など	市民協働推進課、社会福祉協議会
	PR パンフレットの作成数
指標	PR パンフレットの配布数
	子どもボランティア体験教室参加者人数

[1-4]

事業名	市民講演会等の開催
	市民のまちづくりへの参加意識・当事者意識が低下してい
現状・課題	る。また、市民同士のつながり・連携も不足していることか
	ら、互いに協力し合って活動するといった機会が少ない。
	市民の協働によるまちづくりの理解を深め、多くの市民にま
□ <i>6</i> 5	ちづくりに参加してもらう。また、市民同士で情報を共有し、
目的	互いに協力してまちづくりに取り組むことの大切さを学ぶ
	ことで、支え合えるまちの実現を図る。
	基調講演を主とした協働のまちづくりに関する講演会を実
事業内容	施する。また、オンラインツール等の活用も視野に入れ、時
	代に即した開催方法を検討する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	市民講演会の開催数
	職員研修会の開催数
	市民講演会参加者数
	職員研修会参加者数

[1-5]

事業名	市民協働活動の推進に関する情報の収集・発信
	市内でどのような市民活動が行われているのかが知られて
現状・課題	いない。また、その情報をどうすれば得ることができるのか
	についても仕組みが構築されていない。
目的	市内で活躍する市民の活動事例を紹介することで、その取組
П НЛ	に対する賛同者を創出し、多様な主体の巻き込みを図る。
	地域づくりに関わる市民や市民活動団体、事業者、学校等の
事業内容	様々な活動を取材し、地域資源に関する情報を掘り起こすと
	ともに、活動内容について発信する手法について検討する。
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	市民活動の取材件数
	情報発信する手法の数

[1-6]

事業名	知っ得納得やちまた出前講座の実施
担化 細胞	令和元年度から出前講座を実施しているものの、多くの講座
現状・課題	は活用されていない状況にある。
	市政に関心のある内容について、直接市民に説明する機会を
目的	設け、市の取り組みに対する市民の理解を深め、まちづくり
	への市民参加の促進を図ることを目的とする。
	・ある一定以上の人数が参加する集会等にテーマに応じた担
	当職員が出向き、市の政策や制度・事業について説明し、
事業内容	テーマに関する意見交換を通じて、市民の市政への理解を
事未们 在	深めてもらう。
	・周知方法やオンライン配信等の時代に即した実施方法、参
	加人数の要件等について検討する。
協働適正事業	話し合いの場・機会づくり【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	出前講座の講座数
上 指 E	出前講座の参加人数

[1-7]

[1-7]	
事業名	(仮称)協働のまちづくりネットワークの設立
現状・課題	市民や市民活動団体、事業者など、まちづくりに取り組む 様々な活動主体は個別化・孤立化しており、分野や地域を越 えて情報共有できる仕組みがない。
目的	まちづくりに取り組む様々な活動主体間の情報共有を促進する。
事業内容	まちづくりに取り組む様々な活動主体がつながり、情報を共 有できるネットワークを構築する。 【イメージ図】
協働適正事業	まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり【市民物無機推測】
関連部署など	民協働推進課】 全庁
関連部者など	協働のまちづくりネットワーク構築 ネットワークに参加する活動主体の数

[1-8]

11-01	
事業名	まちづくりに活かせる情報の発信
現状・課題	市民等による自助・共助の取組を支援する視点から、市が保
九八、 休起	有している情報の発信が十分にされていない。
目的	市が保有している情報を様々な媒体を用いて積極的に発信
<u>н</u> ну	することで、地域課題の解決等につなげる。
	市が保有している情報が地域課題を解決するために利活用
	されるよう、情報を受け取る主体に応じて媒体やコンテンツ
	を使い分けながら戦略的に情報を発信する。
	【イメージ図】
事業内容	市民 市民 市民 市民 市民 市民 市 (仮称) 市民 活動サポート センター NPO 事業者
	事業者
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化【秘書広報
	課】
関連部署など	全庁
指標	情報発信に対する満足度

※この事業は協働推進体系の【協働推進2】地域資源の活用にも分類されます

【協働推進2】地域資源の活用

[2-1]

事業名	新たな活動拠点の調査・発掘
	人口の流出及び景気の低迷などにより、空き店舗や空きスペ
現状・課題	ースが増加している一方で、地域自治の活動拠点が不足して
	いる。
	空き店舗や空きスペースを地域資源と捉え、子育て支援や高
目的	齢者支援といった地域自治を目的とするまちづくり拠点と
	して利活用し、地域の活性化を図る。
車業内宏	所管課が把握している空き店舗や空きスペースに関する情
事業内容	報を活用し、活動の場に関する情報提供を進める。
協働適正事業	情報共有の推進【市民協働推進課】
	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	商店街などへの支援【商工観光課】
	空き家対策の促進【都市計画課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課、都市計画課
指標	地域資源に関する登録制度の創設
	商店街活性化事業として空き店舗の活用軒数

[2-2]

事業名	協働人材バンク制度の創設
現状・課題	各分野において、専門的なスキル・知識を有する人材が本市
	においても数多くいると考えられるが、その能力をまちづく
九八	りに活かしている人は少ないため、地域のために個々の能力
	を最大限に発揮してもらうことが望まれる。
目的	様々な分野の専門的な知識や技術を持つ市民を募りデータ
	ベース化し、それらの知識・技術を活用したい市民との橋渡
	しを行い、市民活動の充実・拡充を図ることを目的とする。
	人材バンク制度を創設し、様々な分野ごとに、市民活動を支
事業内容	援する人材を募集し、人材バンク制度に登録してもらい、必
	要とする市民との橋渡しをする。
協働適正事業	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
関連部署など	全庁
指標	地域資源に関する登録制度の創設

【協働推進2】地域資源の活用

[2-3]

事業名	寄附により市民活動を支援する仕組みづくり
	市民活動に対して、市民で支援するといった考え方が広まっ
現状・課題	ていない。また、市民や事業者が市民活動に対して寄附する
	仕組みもない。
目的	市民活動に対する財政的な支援策とし、寄附によって活動資
П НЛ	金を集める手法を促進し、市民活動の維持・促進を図る。
事業内容	ふるさと納税制度を活用するなど、活動を応援したい団体を
	選択して寄附する仕組みについて研究する。
協働適正事業	地域資源の有効活用【市民協働推進課】
	ふるさと納税の推進【企画政策課】
関連部署など	市民協働推進課、企画政策課、財政課
指標	支援したい市民活動団体に寄附する仕組みづくり

[3-1]

事業名	自治組織への参加促進
現状・課題	区・自治会への加入者が減少しており、地域のつながりが失
光	われつつある。
	区・自治会の参加者を増やし、地域の担い手を確保するとと
目的	もに、自治組織の連携及び広域化を検討し、住民同士が支え
	合って暮らすことができるまちを促進する。
事業内容	・転入者に対する区・自治会加入促進パンフレットの配布
	・広報やちまた、市ホームページへの加入促進記事の掲載
	・区加入促進策等に関する区長会勉強会の開催
	・区・自治会の魅力発信
	・自治組織の連携と広域化の検討
協働適正事業	自治組織の強化と活動単位の見直し【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	区・自治会加入率

[3-2]

[3-2]	
事業名	高齢者の地域活動への参加促進
現状・課題	本市の65歳以上の人口割合はおよそ32%で3人に1人が高齢者となっており、今後、高齢者の占める割合は急速に増加していくことが予測される。
目的	高齢化が進む中で、より多くの高齢者に地域活動へ参加して もらい、まちづくりに参加することに生きがいを感じてもら いながら、地域の担い手となって活躍してもらう。
事業内容	地域活動へ参加することが、生きがいになるような取り組み を促進し、高齢者の地域参加の裾野を広げていく。 ・ボランティア活動、世代間交流行事への参加促進 ・高齢者の地域参加の意識の向上 (支えられつつ、自分が支える側になるといった意識の醸成)
協働適正事業	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】 生きがい活動の場の確保【高齢者福祉課】 多様な学習情報の収集と提供【社会教育課】 学習機会の充実【社会教育課、中央公民館】 シルバー人材センターの運営支援【商工観光課】 スポーツイベントの充実【スポーツ振興課】 世代間交流事業の実施【高齢者福祉課、子育て支援課】
関連部署など	市民協働推進課、高齢者福祉課、社会教育課、公民館、商工観光課、スポーツ振興課、子育て支援課
指標	シニアクラブ参加人数 生涯学習ガイドの発行回数 高齢者を対象に含む主催等事業の開設数 高齢者を対象に含む主催等事業の高齢者の参加人数 高齢者を対象に含む主催学習講座の開催数 シルバー人材センター会員数 シルバー人材センター会員の就業率 高齢者を対象に含むスポーツイベントの開催数 高齢者を対象に含むスポーツイベントの高齢者の参加人数

[3-3]

10 01	
事業名	市民主体による円卓会議の実施
現状・課題	様々な立場の市民が集まり、まちづくりに関して話し合う場
光	がないため、市民における主体的な活動が少ない。
目的	共通する課題に取り組む当事者が対等な立場で会議に参加
п пл	し、その課題に対する解決策を導き出すことを目的とする。
事業内容	様々な活動主体が共通する課題の当事者として話し合う場
尹未们分	を設け、連携・協力して課題解決に取り組む。
協働適正事業	話しあいの場・機会づくり【市民協働推進課】
	在宅医療・介護の連携推進【高齢者福祉課】
	認知症施策の推進【高齢者福祉課】
	地域ケア会議の運営【高齢者福祉課】
	介護予防・生活支援サービスの推進【高齢者福祉課】
	福祉サービスの充実【障がい福祉課】
	地産地消の推進【農政課】
関連部署など	市民協働推進課、高齢者福祉課、障がい福祉課、農政課
指標	円卓会議の実施回数
	円卓会議の参加人数

※この事業は協働推進体系の【協働推進1】情報共有の推進にも分類されます

[3-4]

事業名	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進
現状・課題	社会的課題や地域課題について、ビジネスの手法を用いて解
	決するコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスを活用し
光	た取り組みが少ない。また、現在、実施している有償ボラン
	ティアの活動を継続・拡充してくことも課題である。
	既存の有償ボランティアなどの活動を支援し、事業の自立、
目的	継続を支援するとともに、新たな取り組みを試みる人を支援
Π Ηλ	し、様々な分野において、ビジネスの手法を取り入れた持続
	可能な取り組みを創り出していく。
	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスについての理解
	向上や普及促進を図るため、情報提供や相談業務などを行
事業内容	う。
	また、事業者のビジネススキルの向上に関する取り組みを実
	施しつつ、地域一体となって事業を支えていく。
協働適正事業	市民活動の支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課
指標	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスについての普及
	促進を行った件数

[3-5]

[3-5]	
事業名	地域まちづくり協議会の設立・運営支援
	生活スタイルの変化や個人ニーズの多様化などにより、地域
現状・課題	のつながり・関心が薄れてしまったことから、今まで継続し
	てきた既存の活動ができなくなりつつある。
	地域まちづくり協議会を設立し、区・自治会やNPO、ボラ
目的	ンティア団体、学校、事業者等が広域で連携して取り組むこ
	とで担い手不足を解消し、地域課題の解決を図る。
	既存の組織では解決することが困難な地域課題について調
	査し、地域まちづくり協議会の設立について検討する。また、
	活動に対する財政的な支援についても併せて検討する。
	[イメージ図]
	区・
	自治会
	ППА
	ホ [*] ランティア NPO
事業内容	地域まちづくり協議会
	20人の フィグ 100 成立
	学校事業者
	※組織の設立については、地縁組織を中心とした市民団体が
	自ら組織の区域及び活動内容などを定め、市へ組織の設立
	を申請することにより、設置できるといった地域の自主性
	を原則としたものとする。
協働適正事業	自治組織の強化と活動単位の見直し【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	地域まちづくり協議会の設置

[3-6]

事業名	地域力向上スクールの実施
現状・課題	地域づくりへの参加は、自分にできること、興味・関心のあ
	ること、日常生活で困ったことなどを共有することから始ま
光	るが、そうした情報を共有するために必要な話し合いの場や
	機会が乏しい。
	地域の現状や課題について話し合える場づくりを行い、まち
	づくりを自分事として捉え、積極的に自ら取り組む意識を醸
目的	成する。
Π Η3	地域の現状や課題、課題を解決するための地域づくり活動に
	ついて知る機会を設け、個々の活動主体がつながり、スキル
	アップすることにより地域力の底上げを図る。
	地域づくりの主体がつながり、地域の現状や課題、地域で行
事業内容	われている活動について学び、話し合える場として「地域力
	向上スクール」を実施する。
協働適正事業	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】
	話し合いの場・機会づくり【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	地域力向上スクールの実施回数
	地域力向上スクールの参加人数

※この事業は協働推進体系の<u>【協働推進5】庁内体制の整備</u>にも分類されます

【協働推進4】行政参加の推進

[4-1]

事業名	高校生・大学生が活躍するまちづくりの推進
現状・課題	市事業に対し、高校生、大学生からの意見やボランティアに
	よる協力を受けている事業もあるが、まだまだ、少ない状況
	にあり、若年層の意見の反映やまちづくりへの参加が不足し
	ている。
目的	若年層の社会参加・地域参加を促し、将来の地域活動の担い
	手を育成するとともに、異分野・異世代間交流を促進する。
事業内容	高校生・大学生に地域活動やボランティア活動等に参加して
	もらうだけでなく、地域課題を解決するためのアイデアを募
	集し、まちづくりに活かしていく。
協働適正事業	高校や大学との連携・交流
	まちづくりの担い手づくり【市民協働推進課】
	地域ブランドの普及への支援【商工観光課】
	農業後継者対策の推進【農政課】
関連部署など	市民協働推進課、商工観光課、農政課
指標	高校生・大学生からのアイデア数

[4-2]

事業名	パブリックコメント制度の見直し
現状・課題	各種計画等を策定する際に、多様な意見を取り入れられるよ
	う、意見の公募手続について規則を定めているものの、提出
	される意見の数は少なく、制度が形骸化してしまっている。
目的	意見の公募手続きの見直しを図り、積極的に市民の意見を各
	種計画等に反映させる。
事業内容	現状を分析し、意見公募の実施時期など、市民意見公募手続
	の実施に関する規則の見直しを図る。
協働適正事業	行政参加の推進【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	パブリックコメント制度の見直し

【協働推進4】行政参加の推進

[4-3]

事業名	市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設
現状・課題	市民提案によるまちづくり活動の仕組みが構築されていな
	いため、市民の自発的な取り組みの促進がなされていない。
目的	市民自らが実施するまちづくり活動に対し、財政的な支援を
	行うことで市民活動の促進を図り、市民と行政の両方がまち
	づくりの担い手となって取り組んでいく。
事業内容	市民自らが地域課題に取り組む際に、財政的な支援策とし
	て、補助金を交付する制度を創設する。
協働適正事業	市民活動の支援【市民協働推進課】
関連部署など	市民協働推進課
指標	補助金制度の創設

【協働推進4】行政参加の推進

[4-4]

[4-4]	
事業名	市民サポーターによるまちづくりの推進
	市民サポーターとして市事業への協力者を募集しているが、
現状・課題	市から市民への働きかけが足りず、十分な協力を得られてい
	ない。また、協力を求めている事業自体も少ない。
	市が実施している事業において、市民のサポートを得ること
目的	で実現できる事業について、市民へ情報提供し、賛同する市
	民の協力を得て様々な課題解決に取り組む。
	既存の市民サポーター募集事業について更なる周知を図り、
事業内容	協力者を募るとともに、市民の協力を得ることで実現できる
	取り組みについて調査し、募集事業を充実させる。
協働適正事業	行政参加の推進【市民協働推進課】
	地域自治・市民活動の推進と連携・支援【市民協働推進課】
	道路の適切な維持管理【道路河川課】
	交通安全運動の推進【防災課】
	防犯ボックスの運営【防災課】
	防犯啓発運動の推進【社会教育課】
	防犯啓発運動の推進【防災課】
	こども 110 番の家事業の支援【社会教育課】
	健康教育・健康相談の推進【健康増進課】
	民生委員、社会福祉協議会などへの活動支援【社会福祉課】
	子育て支援の推進【子育て支援課】
	高齢者の見守り支援【高齢者福祉課】
	啓発・広報の充実【障がい福祉課】
	公園・緑地の管理【都市計画課】
	公園管理サポーター制度の推進【都市計画課】
	公共下水道の整備【下水道課】
	不法投棄の防止【環境課】
	青少年健全育成事業の推進【社会教育課】
	地域ぐるみの育成活動の推進【社会教育課】
	スポーツイベントの充実【スポーツ振興課】
	芸術文化事業の充実【社会教育課】
	結婚を希望する若者への支援【企画政策課】
	読書活動の推進【図書館】
関連部署など	全庁
 指 標	市民サポーター事業の募集事業数
1日 . (以	市民サポーター事業の参加者数

【協働推進5】庁内体制の整備

[5-1]

事業名	全庁で取り組む協働推進体制の強化
	協働のまちづくりを推進する体制が整備されたものの、協働
現状・課題	に関する各部署の意識が不足している。
光	また、これまで定期的に職員研修会を実施してきているもの
	の、依然として職員間で協働に関する理解・認識に差がある。
目的	各部署・各職員の協働のまちづくりに対する意識を高め、庁
п нл	内の連携強化を図る。
	・専門的な知識を有する講師を招き、協働のまちづくりに関
	する職員研修会を定期的に実施する。また、地区別担当者
	制度の導入を見据え、地域活動への参加・体験型の研修も
事業内容	併せて実施する。
	・庁内協働推進担当者連絡会にワーキンググループを設置
	し、各課の事業に協働の視点を取り入れるための仕組みを
	検討する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
関連部署など	全庁
指標	協働のまちづくりに関する研修会実施回数
1日 徐	各課の事業に協働の視点を取り入れるための仕組みづくり

[5-2]

事業名	地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施
	地域にどのような課題があるかが把握できていない。
現状・課題	そのため、地域活動が効果的に行われるためには、行政とし
	てどのような支援をすればよいかがわからない。
	区・自治会をはじめ、まちづくり活動を行う市民と行政との
目的	意思疎通・連携を深めることで、地域の課題を共有し、課題
	解決しやすい環境をつくる。
事業内容	地域の課題や現状を把握するため、地域活動への参加・体験
尹未17日	型の研修を実施する。
協働適正事業	協働のまちづくりの意識の醸成【市民協働推進課】
	職員研修の充実【総務課】
関連部署など	市民協働推進課、総務課
指標	地区別担当者制度の導入に向けた地域活動体験研修の実施

5. 推進計画の指標

目標体系に掲げる5つの目標に対し、それぞれに指標を設定し、計画理念の実現を目指します。なお、各指標の現状値及び目標値は、令和5年度にアンケート等を実施し、その結果を基に定め、次頁へ掲載します。

【目標1】

まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

指標

地域活動やボランティア活動に参加した経験(参加する意向)がある市民の割合 地域にとらわれない活動に参加した経験(参加する意向)がある市民の割合

【目標2】

様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

指標

地域の課題解決に取り組む機会が十分にあると考える割合

総合計画2015後期基本計画の事業における市民参加・協働事業実施件数

【目標3】

異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

指標

市の事業において、異なる分野の活動主体同士が連携した事業の数

異なる分野の活動主体が連携して地域の課題解決に取り組む機会が十分にあると考える割合

【目標4】

まちづくりに活かせる地域資源(ひと・お金・モノ・情報)を発掘・育成し、 有効活用するための場や機会を増やす。

指標

(仮称) まちづくりコーディネーターが収集した地域資源の件数

(仮称) まちづくりコーディネーターからの地域資源の提供件数

【目標5】

市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

指標

市は協働によるまちづくりに取り組んでいるまちだと感じる市民の割合

市が市民等に協力を求めた事業の数

【目標1】

まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

		-
指標	現状値	目標値
地域活動やボランティア活動に参加した	4.6 0.0/	F 1 0.0/
経験(参加する意向)がある市民の割合※1	46.9%	51.0%
地域にとらわれない活動に参加した経験(参	46.3%	51.0%
加する意向)がある市民の割合※1	40.3%	51.0%

【目標2】

様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

指標	現状値	目標値
地域の課題解決に取り組む機会が十分に あると考える割合 ※1	4. 1% 参考値:取り組む機会が あると考える割合:22.5%	5. 1%
総合計画2015後期基本計画の事業に おける市民参加・協働事業実施件数 ※2	189件	230件

【目標3】

異なる分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

指標	現状値	目標値
市の事業において、異なる分野の活動主体	8件	1.0世
同士が連携した事業の数※2	0 14	12件
異なる分野の活動主体が連携して地域の	3. 1%	
課題解決に取り組む機会が十分にあると	「参考値:取り組む機会が 〕	4. 1%
考える割合 ※1	し あると考える割合:21.1%	

【目標4】

まちづくりに活かせる地域資源(ひと・お金・モノ・情報)を発掘・育成し、 有効活用するための場や機会を増やす。

指標	現状値	目標値
(仮称)まちづくりコーディネーターが収集	101件	131件
した地域資源の件数※3	101	1317
(仮称)まちづくりコーディネーターからの	10件	1 9 //
地域資源の提供件数※3	1017	13件

【目標5】

市が実施する事業において協働の手法を数多く取り入れる。

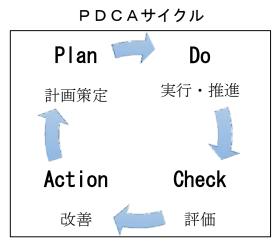
指標	現状値	目標値
市は協働によるまちづくりに取り組んでいる	2.5 6.0/	4.0 6.0/
まちだと感じる市民の割合※1	35.6%	40.6%
市が市民等に協力を求めた事業の数※2	192件	230件

- ※1 現状値は、まちづくり活動に関するアンケートの結果による。
- ※2 現状値は、市民参加・協働事業状況調査の結果による。
- ※3 現状値は、協働のまちづくり PiT の実績による。

第3章 進行管理と検証

1. 進行管理

協働推進事業の進捗状況や効果について定期的に検証し、改善を図っていくPDCAサイクルを確立します。



2. 推進体制

協働のまちづくりは、1つの分野に限定されるものではありません。 このことから、すべての部課等が、それぞれの業務において市民協働の手法 を積極的に取り入れながら、市民とともにまちづくりを進めていくことを基本 とし、併せて以下の推進組織を設置して協働のまちづくりを推進します。

【八街市協働のまちづくり推進委員会の設置】

市の附属機関として、公募市民やまちづくりに関係する団体等で構成する 協働のまちづくりを推進する組織を設置し、市民の意見を取り入れながら 協働のまちづくりに取り組みます。

【八街市協働のまちづくり推進本部の設置】

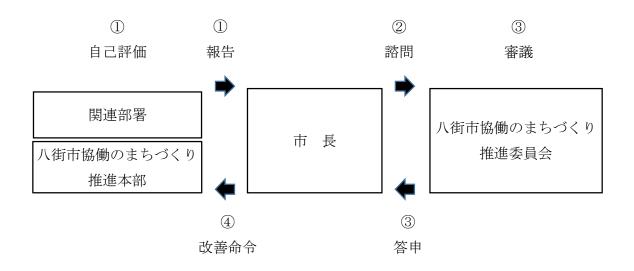
庁内に市長を中心とするすべての部署で構成する協働推進組織を設置し、 この組織において、基本的な協働推進の方向性等を定めるとともに、庁内の 情報共有や連携しやすい環境を整備します。

【市民協働推進課の設置】

庁内の推進体制として、市民と各課及び庁内の連携を促すつなぎ役となる市民協働を担当する課を設置します。

3. 検証体制

- ①協働推進事業の進捗状況について、関連部署において自己評価し、八街市 協働のまちづくり推進本部の意見を踏まえて、市長へ報告する。
- ②市長は、自己評価の内容に基づき、八街市協働のまちづくり推進委員会へ評価内容の審議について諮問する。
- ③八街市協働のまちづくり推進委員会は、諮問された内容を審議し、検証 結果を市長へ答申する。
- ④市長は、八街市協働のまちづくり推進委員会の答申を受けて、改善点を 精査し、事業の見直しを行いながら計画事業を実施する。



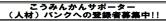


第1章 行政参加の事例(市の事業に市民等が参加・協力している事例)

1. 施設の維持・管理

- ・公園サポーター制度(都市計画課)
- ・こうみんかんサポーター (施設管理ボランティア) (中央公民館)
- グラウンド清掃ボランティア (スポーツ振興課)







た。 では、地域活動に積極的に取り組みでいただくきっ くりとして、市内在住・在勤で20歳以上の方を对 公民館での活動に協力していただけるサポーター を随時募集しています。 は、指導者即門(講座の講師等)とポランティア郎 民館の施設管理等)になります。

3月17日日に、 市の 第日利人部ツレットで がである、 でのからでは、 でいるがは、 でいるが、 でいが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、



2. 福祉

- ・つくし園保育ボランティア(つくし園)
- ・認知症サポーター(高齢者福祉課)
- ・介護予防リーダー(高齢者福祉課)







3. イベント・講演等

- ・ライブラリーカフェ 市内音楽家・喫茶店の協力 (図書館)
- ・おはなし会事業(図書館)
- ·健康講演会 医療機関講師派遣協力 (国保年金課)
- ・親子サロンひまわり イベント ボランティア (子育て支援課)
- ・小出義雄杯八街落花生マラソン大会 運営ボランティア (スポーツ振興課)







給水所係、荷物預け所係 記録・誘導係など、

4. 環境美化·保全

- ・資源回収団体募集 資源ゴミ(古紙類、スチール缶、アルミ缶)(クリーン推進課)
- ・リサイクル推進店認定制度(クリーン推進課)
- ・リユース推進店認定制度(クリーン推進課)
- ・河川清掃ボランティア(環境課)











5. 安心·安全

- 消防団(防災課)
- ・子ども110番の家(社会教育課)
- ・災害ボランティアセンター(災害対策本部・社会福祉協議会)



6. 広報・市民周知

・広報やちまた配架協力 市内コンビニ・スーパー 30店舗(秘書広報課)



7. 市民意見・アイデア

- ・児童館(ひまわりの家)、老人福祉センター(ゆうゆう)愛称公募
- ・小出義雄杯八街落花生マラソン大会 ~走れ!八街 風に吹かれて~大会名称公募
- ・八街駅北口の市有地の利用に向けたサウンディング型市場調査※1
- ・各種計画・施策案に対するパブリックコメント
- ・各種審議会等の公募委員による意見
- ・アンケートによるニーズ調査 (新たな手法: WEB によるアンケート)







※1:自治体が民間事業者との意見交換等を通し、事業者に対して さまざまなアイデアや意見を把握する調査のこと。

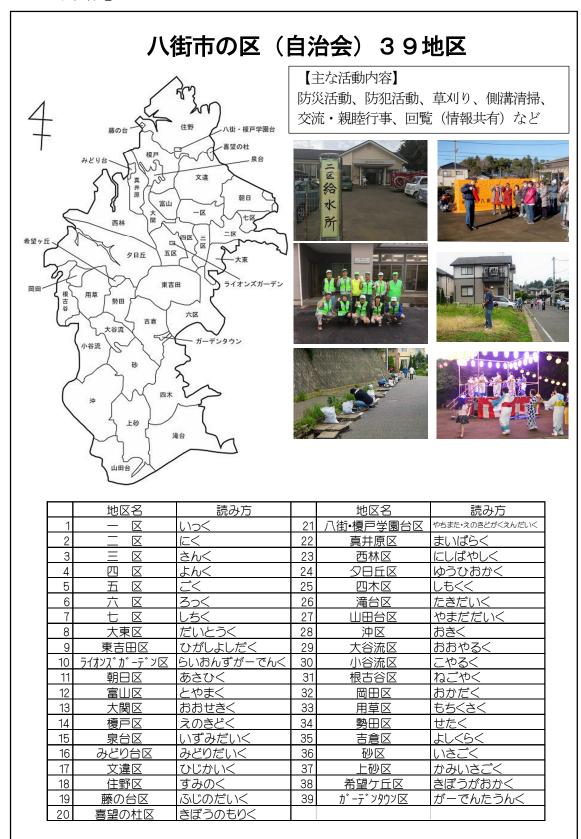
8. その他

- ・文化財ボランティア(社会教育課)
- ・期日前投票における会場(イオン八街店)提供、高校生受付ボランティア (選挙管理委員会)



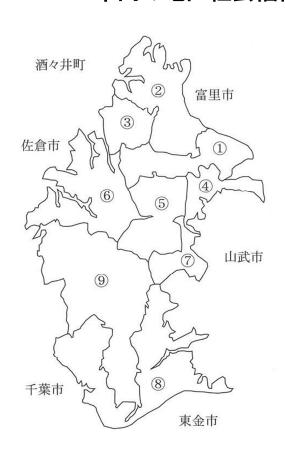
第2章 地域自治の事例(市民等が主体的に取り組んでいる活動の事例)

1. 地域組織(1)



1. 地域組織②

市内の地区社会福祉協議会(9地区)



主な活動内容 親子サロン、高齢者サロン、友愛訪問、 防災訓練など



地区社協名	区名
①八街東地区社協	一区、七区、朝日、富山、大関
②朝陽地区社協	文違、住野、藤の台、喜望の杜、八街・榎戸学園台
③八街北地区社協	榎戸、泉台、みどり台
④実住地区社協	二区、大東
5実住中央地区社協	三区、四区、五区、東吉田、ライオンズガーデン
6交進地区社協	真井原、西林、夕日丘
⑦六区地区社協	六区
8二州地区社協	四木、滝台、山田台、沖
9川上地区社協	大谷流、小谷流、岡田、根古谷、用草、勢田、吉倉、砂、上砂、 希望ケ丘、ガーデンタウン

2. NPO 法人①

NPO 法人セブンエイチ 活動内容

リサイクル推進事業・・・古紙回収等

河景回収

環境美化事業・・・公園・駅等の清掃 _____ 街の美化緑化



「ネットワーク推進事業・・・福祉施設 の慰問等



2. NPO 法人②

NPO 法人やちほこり 活動内容

この法人は自主的で、営利を目的としない市民のまちづくり活動を支援する事を目的とし、その為に意見交換や技術協力など多業種の市民又は団体の集合場所となれるシェアスペースを運営し、地産地消の飲食や、町起こしにおける様々な活動の拠点とし、官民協働によるパートナーシップ型まちづくりの普及に寄与することを目的とする。

コワーキングスペース Nutsup? (JR八街駅前)

テイクアウト イベント すずらん通りってドコ?







3. ボランティア・市民活動団体①

子ども食堂

- 1. 風のロッジ だれでも食堂 (東吉田)
- 2. NPO 法人ハーベストミュージックジャパン (八街ほ)
- 3. あそびまめ (八街ほ)







3. ボランティア・市民活動団体②

子育て応援ボランティア mama no wa

『子育ての楽しい街づくり』

- ① みんなが笑顔になる日 ⇒ 季節イベント
- ② 知識を身につけて楽しいママライフ ⇒ 勉強会
- ③ ママの得意をカタチに ⇒ クラフト部
- ④ じっくり話す ⇒ ママの座談会





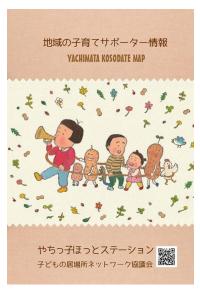
3. ボランティア・市民活動団体③

八街東みらい塾・交進みらい塾 (学校支援ボランティア)



低学年の算数の補助など

子どもの居場所ネットワーク 協議会



子育て支援マップ

3. ボランティア・市民活動団体④

東吉田みずすましの会(東吉田)





桜の広場の整備

メダカの放流

耕作放棄地の草刈り

お茶のみどころ コスモス (泉台)



区と連携して

地域の居場所づくり

4. 事業者①

生活クラブ風の村八街 「風の村安心システム」とは?

2015年度から東吉田地区を中心に取り組み始めた地域支援です。 買い物バスとサロンの活動からスタート

2019 年度には

- ・ふうちゃん号(買い物バス)→8日・18日・28日
- ・ふうちゃんサロン (多世代交流の場) → 25日
- 子育てサロン
- ・風のロッジだれでも食堂 毎月第3金曜日
- ・学習支援(ひみつ基地 風)
- ・ケアメンレンジャー (男性介護者のあつまり支援)







4. 事業者②

八街生姜ジンジャーエール(ボトリング・ドロップス)



八街生姜ジンジャーエール企業組合

(コミュニティビジネス・地産地消・特産品開発)



サクマ製菓との コラボ商品

4. 事業者③

医療法人社団 誠和会 長谷川病院



ネイルサロン



フリーマーケット

4. 事業者4

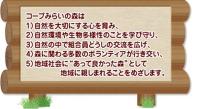
アイエスジー株式会社



コミュニティスペース ISG PLACE (八街い)







里山交流拠点 (八街ほ)

5. 各種実行委員会①

やちまたふくしフェスタ



- ・障がい者への理解
- ・障がい者の社会参加



令和元年度ちばコラボ大賞受賞 主催: やちまたふくしフェスタ実行委員会

5. 各種実行委員会②

ちばクラフト青空ビアガーデン







場所: JR 八街駅北口市有地 (地産地消・地域経済活性化) 県内のクラフトビール販売

飲食店の出店

主催: ちばクラフトビアガーデン実行委員会

5. 各種実行委員会③

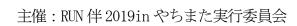
RUN 伴 (ランとも)



RUN 伴(ランとも)は、今まで認知症の人と接点がなかった地域住民と、認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ、日本全国を縦断するイベントです。

認知症の人と出会うきっかけがなかったがために、認知症の人へのマイナスイメージを持ってしまいがちな地域の人々も、喜びや達成感を共有することを通じて、認知症の人も地域で伴に暮らす大切な隣人であることを実感できます。

RUN 伴(ランとも)はそんなあらゆる人々の出会いの場をデザインし、顔の見えるつながりを各地で生んでいます。





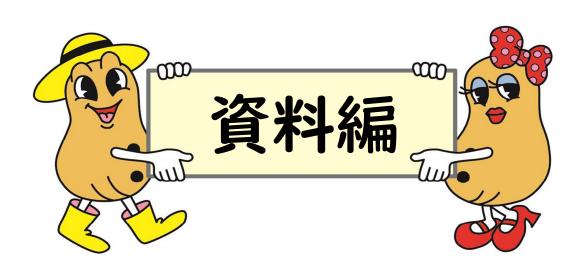


1. 協働のまちづくり推進のあゆみ

平成25年10月 八街市協働のまちづくり検討会を設置(指針づくりを開始)

平成27年3月 指針案を策定

- 4月 八街市協働のまちづくり推進協議会を設置(指針案を審議)
- 11月 八街市協働のまちづくり指針策定
- 平成28年4月 総務課に市民協働推進班を設置(条例・推進計画の策定を開始)
- 平成29年2月 八街市協働のまちづくり推進計画(平成29年度~令和3年度)策定
 - 4月 市民協働推進課を設置
 - 7月 八街市協働のまちづくり条例を制定 八街市協働のまちづくり推進委員会を設置 八街市協働のまちづくり推進本部を設置
- 平成30年5月 「市民活動サポートセンターの機能等に関する提言について」 市から八街市協働のまちづくり推進委員会へ諮問
- 平成31年3月 「市民活動サポートセンターの機能等に関する提言について」 八街市協働のまちづくり推進委員会が市長へ答申
- 平成31年4月 知っ得・納得やちまた出前講座開始
- 令和元年9月 台風15号による災害ボランティアセンター設置
- 令和元年10月 (仮称) 市民活動サポートセンターの段階的設置に関する基本方針を 決定 (施設整備は公共施設の有効活用を総合的に判断し設置場所を 検討することとし、コーディネーターの設置は先行して行う方針を 決定)
- 令和元年12月 「やちまたふくしフェスタ2018」がちばコラボ大賞(千葉県知事 表彰)受賞



1. 八街市協働のまちづくり指針

八街市 協働のまちづくり指針

八 街 市 平成27年11月

はじめに

本市は、1980年代から90年代にかけて多くの住宅地が開発され、数多くの人びとを受け入れながら、発展してきました。しかし、近年では、少子高齢化による人口減少の傾向が現れており、地域活動等の担い手の高齢化・人材不足・地域のつながりの希薄化といった課題が生じております。

また、ライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズが多様化する中で、行政においては、 限りある財源を最大限に活かす運営が求められています。

しかし、今後、ますます増え続ける地域課題等に対応するためには、行政のみの取り 組みでは限界があり、市民の皆さまとともに互いの知識、知恵、資源などを持ち寄り、 市民と行政が連携・協力することが必要不可欠です。

そこで、市では、協働による市民活動を推進するため、協働のまちづくり指針を策定いたしました。

これからのまちづくりには、行政だけではなく、市民一人ひとりが行動し、様々な活動の担い手となることが重要とされており、本市におきましても、互いに助け合い、誰もが安全で安心して暮らせる協働のまちづくりを目指してまいります。

この指針の策定を契機として、本市の市民活動の活性化を図り、少子高齢化・人口減少社会に対応した市民と共につくる協働のまちづくりを推進して参りたいと考えております。

策定にあたり、八街市協働のまちづくり検討会並びに八街市協働のまちづくり推進協議会にご参画いただき、熱心な議論をいただいた委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆さまに心から御礼申し上げます。



平成27年11月

八街市長 北村 新司

目 次

1	八街市	īのまちづくりの現状と課題
	(1)	市民活動・地域の現状
		①本市の沿革・・・・・・・・・1
		②景気の低迷・・・・・・・1
		③少子高齢化・人口減少社会の本格化・・・・・・・・2
		④地域基盤の変化・・・・・・・・・・・・2
		⑤市民活動・地域の課題・・・・・・・3
	(2)	
		①社会状況の変化・・・・・・・・・・・・4
		②現場の課題に対する認識の弱さ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		③独自の政策づくりの弱さ・・・・・・・5
		④行政における課題・・・・・・
	(3)	市民と行政との関係をめぐる現状
		①市民参加や協働に関する環境の乏しさ・・・・・・・・・6
		②市民と行政の双方に見られる固定観念・・・・・・・・・6
		③現状を踏まえた課題・・・・・・・・・・6
2	協働の)まちづくりの考え方
_		八街市がめざす将来都市像····································
		協働の考え方
	, ,	①協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
		②協働における役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		③協働の原則(市民と行政が協働を進める上で配慮すること)・・・10
	(3)	共通の視点
		①問題・課題の把握とその共有化・・・・・・・・1 1
		②協働に対する意識の向上・・・・・・・・・・1 1
		③連携や支援の充実・・・・・・・・・・1 1
		④地域資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
		⑤協働をめぐる仕組み・環境の整備・・・・・・・・1 2

3 協信	動のまちづくりの方向性
	(1) 市民活動・地域における仕組み・環境づくり
	①活動主体(地域の諸団体)のあり方・・・・・・・・・・・・13
	②活動主体が相互に連携できる環境・・・・・・・・・・13
	③地域資源が循環する取り組み・・・・・・・・・・・・13
(②)行政における仕組み・環境づくり
	①市民参加の環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4
	②市民活動・地域活動への支援・・・・・・・・・・・・・14
	③地域資源を活用する体制・・・・・・・・・・・・・・・15
	封市協働のまちづくり行動理念
((1)八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ・・・・・・・・・・・1 6
((2)八街市協働のまちづくり行動理念・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6
『 ≱⊅arlol ④	扁】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 9
	劦働のまちづくりに関するアイデア集 ⑴ 地域における取り組み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
	(1) 地域における取り組み方法・・・・・・・・・・・・・2 0 (2) 行政における取り組み方法・・・・・・・・・・・・・・・・2 2
	(3) 市民と行政との関係を充実させる方法・・・・・・・・・・・・ 2 3
• /	八街市協働のまちづくり指針の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
•/	パブリックコメント手続き····・・3 5
おわりし	Z·····································
	3 7
(*印0	のマークがある用語は、用語集に解説・意味が掲載されています。)

1 八街市のまちづくりの現状と課題

ここでは、本市におけるまちづくりの現状と課題を掲載し、現在、本市が抱える問題・ 課題を市民と行政が共有し、共に連携して協働によるまちづくりを推進し課題解決すべき事項・現状を確認します。

(1) 市民活動・地域の現状

①本市の沿革

本市は、明治初期に野馬の放牧地を政府が開墾したことに始まり、明治5年に八街村が誕生しました。

昭和29年11月1日には、八街町と隣接する川上村が合併し、現在の地域の形となりました。

その後、バブル経済期において、都心の地価が高騰する中、都心まで50km圏内という地理的条件から本市へ住宅地を求めた働き盛りの現役世代が転入し、数多くの人びとを受け入れながら本市は発展してきました。そして、平成4年4月1日には市制施行により千葉県30番目の市として八街市が誕生しました。

本市の地域コミュニティ(*)の基礎となる行政区は、昭和29年の合併時点で30の区で構成されていました。その後、民間企業による宅地開発により新たな住宅団地が北部地域を中心に整備され、その中の比較的大きな住宅団地が新たな区として加わり現在の39区の構成となりました。

また、本市の宅地開発の特色として、非線引きの都市計画区域であることから、 市街地以外の郊外におけるミニ開発中心のスプロール化(*)が進み、小さな住宅 地が点在している状況にあります。

これらの行政区では、各地区で伝統行事や清掃活動、防災訓練など様々な地域活動を行い、地域の交流・親睦、環境整備、福祉、防災といったまちづくりの基礎となる取り組みを行っています。

②景気の低迷

日本経済の長引く景気の低迷により、社会的な格差が広がり、企業の雇用 体系においては、非正規雇用が拡大するなど、労働環境の悪化が進み、家計全体の 所得は減少しました。

これに伴い共働き世帯が増加し、女性の就業率が上昇したことから、育児や介護を家族で担うことが困難な環境が見受けられます。

また、経済的弱者となった現役世代の中には、金銭的な理由から結婚することを

ためらう人もおり、そのことが少子化に影響している側面があります。

本市の地域経済においても、平成20年(2008年)に起きたリーマンショック以降、市内の製造業、卸売業、小売業における製造品出荷額や商品販売額が減少し、それと付随して事業所数が減少しており、商店街における空き店舗も見受けられます。

このような地域経済の衰退は、本市の財政にも大きくその影響を与えています。

③少子高齢化・人口減少社会の本格化

本市の人口は、平成16年2月には77,770人(住民基本台帳人口・外国人住民を含む)まで増加しましたが、その後は減少傾向に転じ、平成27年3月時点で73,220人となっています。

また、本市の合計特殊出生率(*)は、平成25年時点で1.11と低い水準となっており、年々15歳未満の子どもの人数は減少しており、平成27年3月時点の本市の人口に占める15歳未満の割合は11.1%と1割程度となっています。

一方、65歳以上の人が占める人口割合は、24.5%となっており、今後、高齢者の割合はさらに増えることが予測されます。

このような状況から、地域の担い手の高齢化が進み、その後を引き継ぐ現役世代も仕事や子育てなどにかかる負担が増加傾向にある中、地域活動に参加することに負担感や多忙感を感じ参加しにくい状況にあります。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域から孤立してしまうといったケースが見受けられます。

少子高齢化・人口減少社会の問題は、将来、安定した生活を営んでいくうえで、 不安感を与える要因になるものと予想されます。

④地域基盤の変化

高度経済成長期では、職場や学校などが地域とかかわっていく、つなぎ役として 機能していました。

しかし、現在では、企業は経営の合理化などで地域へ目を向ける余裕がなくなり、地域活動に参加する機会が減少し、学校の教育現場では、教育指導方針の変化やいじめ対策など、学校に求められる役割が多くなり、保護者や地域とのかかわりが以前と比べ希薄となっています。

それらを通じて地域活動に参加していた人のきっかけが減少し、地域とのかかわりが薄れたことと、それに伴い、子どものいない家庭や独身者が増加する中、個人化の意識が高くなり、自ら進んで地域活動に参加する人も少なくなっています。本市においては、39の行政区がありますが、その区への加入率は平均で50.

4% (平成27年度現在) と約半数の世帯にまで減少し、地域活動の基礎となる区、 自治会への参加者が減り、市民の地域課題への関心が薄れてきています。

また、地域活動の基礎となる自治会への加入者が減ることは、その地域における

コミュニケーションの不足を招き、地域交流の場が衰退することで、地域間の連携や協力がしにくい環境になっています。

このことに加え、既存の地域活動団体においても相互の連携が少なく、活動自体が自己完結する縦割りの関係が多く見受けられます。

⑤市民活動・地域の課題

これまで述べてきたような現状から、地域の課題としては、区、自治会への加入の 促進、伝統行事や清掃活動などの地区行事の担い手や消防団員などの確保、高齢者世 帯への生活支援や見守り、次世代を担う子どもの子育て環境の整備、地域経済の活性 化など多岐にわたります。

このような課題を抱える一方で、行政に頼ることなく自らが積極的に課題解決に 取り組む市民も増えてきており、まちづくりへの市民参加の裾野が広がりつつありま す。

地域課題を解決していくためには、もう一度、地域住民のつながりを強化し、個々の地域への関心を高め、市民一人ひとりが地域活動に関わり、地域コミュニティを再構築することが求められています。

また、まちづくりを行う活動主体として、行政だけではなく、市民、いわゆる区(自治会)、NPO法人(*)、ボランティア団体、学校、企業などあらゆる団体・組織や個人が地域活動の担い手となり、それらが協力・連携し合い、地域課題に取り組み、地域を活性化させるといった「協働のまちづくり」という考え方の必要性が高まってきています。

(2) 行政の現状

①社会状況の変化

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体が対等な関係とな

り、国から地方自治体へ一部の権限と財源が委譲されました。このことから、地方自 治体は、国の管理による全国画一の施策ではなく、地域の特性に見合った施策を行う ことが可能となり、税財源の使途が市民にとってより身近なものとなりました。

地方分権改革により、地方自治体は地域の特性を活かした施策を実施することが求められるようになり、地域の特性を活かすためには市民を始め地元企業などもまちづくりに参画することで、市民と行政が連携し協働によるまちづくりを推進することが求められるようになりました。

一方、地方自治体の財政状況は、バブル経済崩壊後、景気が低迷する中、失業者の増加、賃金の減少、非正規雇用の拡大など、国民の所得が減少したことに加え、少子高齢化に伴う生産年齢人口(*)の減少により、税金を納める人の数も減少してきていることから、税収は減少傾向にあります。

また、高齢化が進み、国民健康保険や介護保険等の社会保障に係る経費は増加し、自治体の財政状況は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、税収の減少や社会保障費の増加といった要因により、厳しい財政状況となっています。

また、家庭でいう貯蓄にあたる財政調整基金(*)は、平成4年の市制施行の時点から徐々に減少しており、災害等の非常時に対応するためには基金の確保が必要とされています。

本市では、生産年齢人口の減少や地域経済の衰退、市税収入の伸び悩み等、厳しい 財政状況にある中、財源確保策として、行財政改革によるコスト削減や事務効率の向 上を図ることにより、市民サービスの確保・維持に取り組んできました。

しかし、現在の財政状況では、新規、又は拡充して市民サービスを提供することが 非常に難しい状況となっており、新たな取り組みが求められているところであります。

②現場の課題に対する認識の弱さ

行政が行う事業において、従前の方法で行えば問題ないという考えや、市民や地域の意見・現状が十分に把握されていない場合が見受けられます。

一方、市民は、地域における課題も含め、多くの事業について、行政に任せておけばいいといった考えが根強くあります。

多様化する市民ニーズに対して、限られた財源ですべての課題を行政で対応する ことは非常に困難な状況となっています。

③独自の政策づくりの弱さ

地方分権により、本市においても少子高齢化・人口減少対策などの独自の取り組みが行われていますが、市民や民間企業などとの連携により、地域課題を解決しようとする発想や取り組みなど、創意工夫がなされた事業の実施が少ない現状となっています。

④行政における課題

行政における課題としては、限りある財源を最大限に有効活用し、コスト意識を 持って効率的に市民サービスを提供していかなければなりません。

しかし、コスト削減などの取り組みだけでは、活発な行政運営を行っていくことは困難であり、活力あるまちづくりを進めるためには、時代に合ったきめ細かい新たな市民サービスを提供していく必要があります

また、近年では、地域社会の課題として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、防犯、防災、環境、都市基盤、教育など様々な課題が複雑・多様化しており、行政だけでは十分な対応が不可能な事例も見受けられます。

このようなことから、行政で対応できない市民サービスについても、市民や、地域、NPO法人、ボランティア団体、企業などと連携し、地域課題の解決に向けた協議の場を数多く設けて、誰が活動主体となって行うのかを含めて、常に課題解決に向けた活動の可能性を模索する意識を持つことが求められています。

(3) 市民と行政との関係をめぐる現状

①市民参加や協働に関する環境の乏しさ

市民と行政が様々な場面で共に協力し合い、地域課題に取り組むことがありますが、より多くの課題を解決するためには、双方が話し合う場や機会が必要です。

また、市民と行政だけでなく様々な立場の市民同士が相互に交流することで情報 共有や連携を強化することが必要とされています。

しかし、そういった場や機会が少ないだけでなく、市民参加や協働を促進する制度 や仕組みそのものが確立されていません。

②市民と行政の双方に見られる固定観念

市民と行政において、双方が対話する機会が少ないことから、互いの考えや活動環境などについて相互理解ができていません。

このため、市民においては、「行政に依存して、すべて行政に任せて解決してもらう。」といった考えが強く、行政においては、「市民に業務を任せることはできない。」といった固定観念があり、お互いが話し合い、双方が役割分担して課題解決する関係を築くことができていません。

③現状を踏まえた課題

市民と行政が対話・協議する場や機会を増やし、お互いの現状を理解・把握したうえでお互いの役割を担ってまちづくりを進めていくことが求められています。

このようなことから、市民と行政の両者が持つそれぞれの情報を共有することや、 市民同士においても情報を共有し、それぞれの役割を持ち寄って地域活動を活性化させる仕組みをつくることが必要です。

2 協働のまちづくりの考え方

ここでは、まちづくりの現状と課題を踏まえて、八街市がめざす将来都市像を実現するために、すべての市民が自ら考え、相互に連携・協力し、協働によるまちづくりを行うために必要となる考え方について定めます。

(1) 八街市がめざす将来都市像

-八街市まちづくり市民会議(八街市総合計画2005第I期)からの提言-

八街市がめざす将来都市像

ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた

「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人びとがいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

このような将来都市像をめざして、市民と行政が一丸となってまちづくりに取り組むために協働によるまちづくりを推進します。

(2)協働の考え方

本市のめざす将来都市像を実現するためには、少子高齢化により担い手が減少している地域活動について、持続可能な活動とし、希薄となりつつある住民同士のつながりを再び取り戻し、地域コミュニティを再構築する必要があります。

このためには、人、お金、モノ、情報など今ある地域資源を最大限に有効活用し、様々な分野で活動する団体や組織が分野を横断的に連携する取り組みを増やし、活動内容を充実させることで、より一層の相乗効果を生む取り組みを行う必要があります。

様々な連携による取り組みにより、地域コミュニティを再構築し、地域が一体となって高齢者の見守りや子育て、環境美化、防災・防犯活動など様々な分野の地域活動を行っていく必要があります。

ここでは、「協働」という手法によるまちづくりを推進していくための考え方として、 その意味や協働のまちづくりにおける役割分担や配慮すべきことを定めます。

①協働とは

この指針では、「協働」を次のように定義づけします。

様々な活動主体(※1)が、それぞれが持つ可能な役割を活かし、互いに相手を尊重し、相互に補完し合い連携・協力することで、共通する課題の解決や社会的目的の 実現に向けて取り組むこと。

(※1) 様々な活動主体とは

本市に在住・在勤・在学するすべての人

区、自治会、子ども会、PTA、消防団、婦人会、シニアクラブ、NPO法人、ボランティア団体、文化・スポーツ団体、学校、企業等(農業、商工業、病院等を含む。)、JA、商工会議所、社会福祉協議会

行政(国、県、市)、議会

など地域活動を行うすべての人びとが主体となります。

この指針では、上記のような様々な活動主体同士が、お互いの共通する目的を実現させるために連携・協力するには、どのようなことが大切であるかを示します。

まちづくりの活動主体は、行政のみではなく市民全員が活動主体であり、その連携する組み合わせは、市民と行政だけではなく、例えば、区とNPO法人、学校とボランティア団体など、様々な組み合わせが考えられます。

これらの活動主体が相互に連携して、共通目標を実現することで本市が目指す将来都市像の実現を目指します。

②協働における役割分担

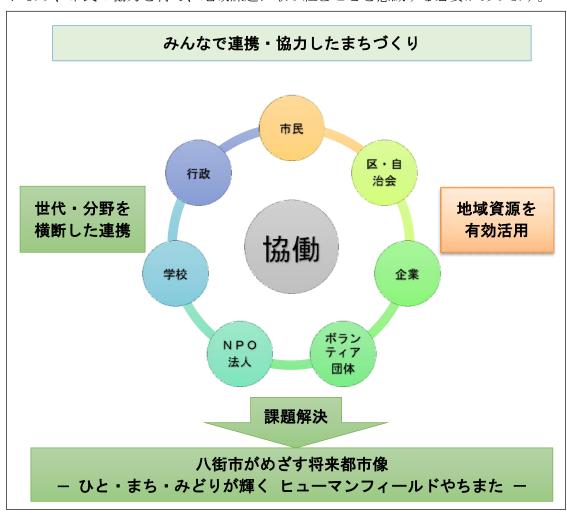
協働による事業を実施するとき、連携するそれぞれの活動主体において自己が担うことができる役割は様々です。

そのため、ひとつの同じ目標を実現するために異なった活動主体同士が協働で活動する場合において、その目的に応じたそれぞれの役割やその負担の割合はその活動主体の能力に応じて異なります。

このようなことから、協働における役割分担については、初めから決められた範囲や 領域があるのではなく、活動主体の双方で役割分担や負担割合を協議し、共通する目的 を達成するためにどの部分を誰が責任を持って担うのかを定め、双方が相手を理解・尊 重し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。

地域課題についても、行政にすべて任せるのではなく、市民ができることは自ら取り 組み、市民と行政が連携してできることは、協働により課題解決を図るという意識の向 上が必要です。

また、行政においても、市民へ積極的に現在の課題について投げかけ、市民との対話により、市民の協力を得て、地域課題に取り組むことを意識する必要があります。



イメージ図

③協働の原則(市民と行政が協働を進める上で配慮すること)

協働によるまちづくりを推進するため、次の項目を協働の基本的な原則として定めます。

《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、 具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力 し、まちづくり活動に取り組みます。

《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するため に自らの責任のもとに自分の役割を果たします。

《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行います。

《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組みます。

《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み活動内容を豊かにします。

《対話と役割合意》

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認します。

《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化します。

(3) 共通の視点

ここでは、協働のまちづくりを推進するうえで、一人ひとりが意識すべき共通の考え 方について整理します。

①問題・課題の把握とその共有化

市民全員でまちづくりに取り組むためには、誰もがいつでもどこでも市民活動 に必要な情報を得ることができるような環境が必要です。

情報を共有することで、多くの人が共通する課題を把握し、その課題に対し自分は何ができるのかを考え、様々な人が連携・協力し、自分のできる役割を果たすことで、課題を解決することができます。

情報は積極的に発信し、多くの人と共有することが必要です。

②協働に対する意識の向上

自分がまちづくりの担い手であることを認識し、自分のできる役割を果たすことが必要です。

まちづくりは日常です。普段からこの街に住む市民として、きれいで安心できる 住みやすい街にするために、自分に無理のない範囲で、行動できることは何かを意 識することが必要です。

③連携や支援の充実

様々な人が連携・協力することで、はじめて実現できる課題はたくさんあります。

しかし、それらの活動主体同士が連携するためには、それぞれをつなぐ仕組みが必要です。このことから様々な人をつなぐコーディネーター(*)を育成し連携しやすい環境をつくる必要があります。

また、連携して活動するには、様々な人が交流する場や機会を多くつくり、地域 課題について情報を共有することが必要です。

④地域資源の活用

人、お金、モノ、情報などあらゆる地域資源を活用し、様々な資源を異分野や異世代などの本来と異なる活用方法を用いることで、資源を最大限有効に活用する必要があります。

また、空き店舗の活用や人材バンクによる技術、知識を地域支援などで活用し、 さらに地域資源を掘り起こし、今ある資源に付加価値をつけるために、様々な人た ちで資源を活かすアイデアを出し合うことが必要です。

⑤協働をめぐる仕組み・環境の整備

協働のまちづくりを推進するためには情報を共有する仕組み、地域資源を活か す仕組みが必要です。

こうした役割を担う地域活動を支援する組織を設立し、活動主体同士が連携・協力しやすい環境をつくることが必要です。

また、課題や問題を話し合う場や機会を増やし、誰もがいつでも参加できる場や 機会を多くつくる必要があります。

3 協働のまちづくりの方向性

ここでは、すべての市民が協働によるまちづくり活動を行ううえで、必要となる環境 や仕組みなど、協働という手法によるまちづくりを推進するための方向性を定めます。

(1)市民活動・地域における仕組み・環境づくり

①活動主体(地域の諸団体)のあり方

まちづくりへの参加は、日常生活の中にあります。仕事や趣味などの活動が結果 としてまちづくりの参加につながっている場合があります。

このような考え方を意識し、積極的に地域活動に関わり、固定概念にとらわれずに 多くの取り組みにチャレンジします。

また、自己の活動範囲だけで完結せずに、活動状況や内容について情報交換を行い、横のつながりを強く持ち、さまざまな活動主体と連携・協力して活動します。

②活動主体が相互に連携できる環境

人とのつながりを大切にして、思いやりを持ち支え合う環境をつくります。 声かけやあいさつ運動を推進し、日常から連携を図りやすい環境を整備します。 また、地域活動に関する話し合いの場として、地域ごとに地域協議会等を設置する など活動主体が情報交換・交流できる場を数多くつくります。

地域課題に対し協働で活動する際、それぞれの活動主体の得意な分野、強みをつな ぎ合わせるコーディネーターの存在が重要です。こうしたコーディネーターを育成し、 多くのつなぎ役となる人材を育てます。

③地域資源が循環する取り組み

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するために、積極的に地域資源の価値を高めるアイデアを出し合い、地域資源に付加価値をつけ、有効に活用していきます。

行政だけで課題解決するのではなく、地域でできる取り組みとして、寄付による資金循環や地域資源を活かしたソーシャルビジネス(*)・コミュニティビジネス(*)などによる課題解決の方法などを普及させて、自立した地域活動の仕組みをつくります。

(2) 行政における仕組み・環境づくり

①市民参加の環境

行政では市民が参加しやすい環境として、情報の収集、発信、共有などを積極的に 行い、様々な人たちが情報交換できる場を数多く設け、連携や協力がしやすい環境を つくります。

また、市民が市政へ参画しやすい仕組みをつくり、相互に対話しやすい環境をつくります。

〈施策:例〉

- ・市民活動サポートセンター等の設置
- ・市の政策に対する市民からの提案を活かす仕組みの創設
- ・各担当課でワークショップ(*)を積極的に開催
- ・市の政策立案の過程で市民が参画し、協働の切り口を模索する行政プロセスの確立。
- ・各種計画や条例などの作成の際に協働による手法を積極的に活用することを明記
- ・市民協働を推進する担当部署を設置(協働に関する情報を収集、市民及び庁内の 関係各課へ情報提供)

②市民活動・地域活動への支援

地域課題に取り組む活動主体に対し、その取り組みが持続可能なものとなるように 支援を行い、その活動が地域内に根付き、様々な領域に波及し循環するような取り組 みになるための支援を行います。

また、様々な活動主体が連携するための仕組みをつくり、協働による地域活動が活発に行われるような連携に関する支援を行います。

このような支援を行うにあたっても、市の財政状況が厳しいことから、税金で賄う 支援の方法だけでなく、金融機関等の民間活力を活かした支援の方法など、行政が支 援の橋渡し役となって地域活動を支援する方法も取り入れます。

〈施策:例〉

- ・地域の連携に対する支援
- ・地域担当職員制度の導入
- ・ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの起業への支援
- ・コーディネーターの育成支援
- ・提案型地域活動補助金制度等の導入
- 地域活動資材支援制度等の導入

③地域資源を活用する体制

人、お金、モノ、情報などの地域資源を最大限に活用するため、地域資源の把握を行い、その資源に対し付加価値をつけ有効活用するための施策・支援体制の整備を行います。

〈施策:例〉

- ・地域資源を活かした政策づくり(政策の見直し)
- ・市民等提案制度の導入
- ・地域資源に関する研究
- ・協働事業に対する目的別寄付金の創設
- ・人材バンクの設置

4 八街市協働のまちづくり行動理念

ここでは、協働のまちづくりに必要な環境や仕組みを整備し、八街市が目指す協働の まちづくりにおいて、大切にしたいと思うことを定めます。

(1) 八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

人にやさしく、地域で支えあい明るい未来が見えるまちづくりを目指して!

	P	•やさしい気持ちで
	5	•地域をむすび
	ま	・まちをつくれば
	た	•楽しい未来

(2) 八街市協働のまちづくり行動理念

八街市協働のまちづくり行動理念

【ふれあい】

標語1 人と人とがふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

【集い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

【郷 土 愛】

標語6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

【つながり】

標語8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主 体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

【ふれあい】

標語1 人と人とがふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

人とのつながりを大切にし、やさしい気持ちで助け合い、協力し合いながら暮らす ことのできる街を目指していこうとするものです。

標語2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

日頃から声を掛け合い、向こう三軒両隣の関係を広域に広げ、まとまりのある街に していこうとするものです。

【支え合い】

標語3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

支え合うことで、地域の絆を深め、安全で安心して誰もがいきいきと豊かに暮らせる街にしていこうとするものです。

【集 い】

標語4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

地域課題を解決するための有益な情報や何が問題となっているかという共通認識を 持つためにも、情報を集め、その情報を発信し、多くの人で共有することで、まち づくりの活動を活性化させ、より豊かな街にしていこうとするものです。

標語 5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

情報交換の機会を多く設けることで、豊かなまちづくりのアイデアが生まれ、そのアイデアがより良いまちづくりに活かされること。また、まちづくりに参加しやすい環境を整え、市民全員でより良い街をつくり上げていこうとするものです。

【郷 土 愛】

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将 来世代につなげていきましょう。

「やちまた」という地域に誇りと愛着を持って、その豊かな資源を最大限に活用し、地域で循環する仕組みを取り入れ、地域を活性化させる取り組みを行い将来世代へ資源を引き継いでいこうとするものです。

標語7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

この街で暮らすことがすでに参加です。仕事や趣味などの日常活動がまちづくりに つながっていることを意識し、自分のできる範囲でこの街のためにできることは何 かを考え行動し、住みやすい街にしていこうとするものです。

【つながり】

標語 8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が 豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

さまざまな人たちがつながり、連携・協力してまちづくりに取り組むことで豊かな活動が生み出され、互いに助け合いながら安心して暮らせる街にしていこうとするものです。

八街市に関わるすべての人びとが、このキャッチフレーズと行動理念(8つの標語)のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮すことのできるまちづくりの実現を目指します。

2. 八街市協働のまちづくり条例

八街市条例第17号

八街市協働のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 協働のまちづくりの考え方(第3条-第6条)

第3章 まちづくりの担い手の役割(第7条-第10条)

第4章 地域自治の推進(第11条-第14条)

第5章 行政参加の推進(第15条-第18条)

第6章 協働のまちづくり推進組織(第19条・第20条)

第7章 雑則(第21条)

附 則

前文

本市は、先人が育て守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、近年多くの人々を受け入れながら発展してきました。

社会が大きく変化する中で、これまで育まれた美しい自然や風土を守り「ふるさと八街」を後世へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりがふれあい、支え合い、郷土愛の心を育み、さまざまな地域課題に対応し、市民自らが積極的にまちづくりに参加していくことが必要です。

人と人とのつながりを大切にし、すべての人々が地域課題を共有して、 それぞれが持つ豊富な知識や技術、経験を活かし、互いに支え合ってまち づくりに取り組むことで「ふるさと八街」を発展させることができます。

生涯にわたって安心して暮らすことができるまちの実現を図るためには、市民と行政がともに担い手となって、協働のまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

市民と行政が一体となって協働のまちづくりに取り組むためには、それ ぞれが役割を果たし、互いに連携し、協力し合うためのルールが必要であ ることから、ここに「八街市協働のまちづくり条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働のまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、まちづくりへの市民参加の裾野を広げ、互いに協力し、支え合うことで、生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるとおりです。
 - (1) 協働 様々な活動主体が、それぞれが持つ特性を活かし、互いに 相手を尊重し、補完し合い、連携、協力することで、共通する課題 の解決や社会的目的の実現に向けて取り組むことをいいます。
 - (2) まちづくり 安心して暮らすことができ、自然と共生する、人間 的なやさしさにあふれたまちをつくるための取り組みをいいます。
 - (3) 地域自治 市民等が、地域の特性に応じて、支え合って主体的に 地域課題に取り組むことをいいます。
 - (4) 市民 市内に居住する人、市内で働く人又は学ぶ人をいいます。
 - (5) 市民活動団体 市内において、営利を目的とせずに、市民が自主 的に行う社会貢献活動を行う団体をいいます。ただし、宗教、政治 に関する活動を目的とするものは除きます。
 - (6) 事業者 市内において、営利を目的とする事業を行う個人又は法 人をいいます。
 - (7) 市民等 市民、市民活動団体、事業者をいいます。
 - (8) 市 市長その他市の執行機関をいいます。

第2章 協働のまちづくりの考え方

(行動理念)

- 第3条 市民等及び市は、次の各号に掲げる行動理念を踏まえて、協働のまちづくりに取り組みます。
 - (1) ふれあい
 - (2) 支え合い
 - (3) 集い
 - (4) 郷土愛
 - (5) つながり

(協働の基本原則)

- 第4条 市民等及び市は、次の各号に掲げる基本原則を踏まえて、協働のまちづくりに取り組みます。
 - (1) 対等 市民等及び市は、それぞれ対等な関係で連携、協力し、まちづくりに取り組みます。
 - (2) 自立 市民等は、まちづくりを行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。
 - (3) 相互理解 市民等及び市は、それぞれ互いの立場を理解、尊重したうえでまちづくりに取り組みます。
 - (4) 目的の共有 市民等及び市は、互いに理解し合い、目的を共有します。
 - (5) 補完 市民等及び市は、互いの長所を活かし、不足する部分を補 完します。
 - (6) 対話 市民等及び市は、対話を重ねて、互いの役割、責任を確認します。
 - (7) 情報の共有 市民等及び市は、まちづくりに活かすことができる情報を積極的に提供するとともに、共有するものとします。

(まちづくりの考え方)

- 第5条 市民等による自らの取り組みと、支え合いの取り組みをまちづく りの基本とします。
- 2 地域に即した市民等による自立したまちづくり活動を広げます。
- 3 市は、市民等による自立したまちづくり活動に応じて、市が担うまちづくりの役割を定め、行政資源を効果的に投じます。
- 4 市民等及び市は、それぞれの特性を活かし、補完し合って協働による まちづくりに取り組みます。
- 5 市民等及び市は、課題解決にふさわしい互いの役割を、相互の取り組みに応じて見いだしていきます。

(地域資源の活用)

第6条 市民等及び市は、まちづくりに活かすことのできる地域資源を発掘及び有効活用してまちづくりに取り組みます。

第3章 まちづくりの担い手の役割

(市民の役割)

- 第7条 市民は、積極的に自らまちづくりに参加するように心がけます。
- 2 市民は、自らが主体となって様々な分野のまちづくりに取り組みます。
- 3 市民は、市が行う事業に積極的に参加し、意見、提案をはじめ、可能な範囲で協力します。
- 4 市民は、人とのつながりを大切にし、支え合ってまちづくりに取り組 みます。

(市民活動団体の役割)

- 第8条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚して、まちづくりに参加します。
- 2 市民活動団体は、自らの活動を積極的に情報発信し、活動に対する市 民の理解を深めるように努めます。

3 市民活動団体は、自らの活動に留まらず、まちづくりに取り組む様々な団体と交流し、それらと連携してまちづくりに参加します。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域の一員として、まちづくりへの理解を深め、まちづくりへの積極的な参加及び協力に努めます。

(市の役割)

- 第10条 市は、協働のまちづくりを推進するために、必要な施策を策定 し、実施します。
- 2 市は、市政運営において、積極的に市民等からの意見及び協力を求め、 市民等との対話を通じてまちづくりを進め、効率的、効果的な政策を実 施します。
- 3 市は、市民等によるまちづくりの活動を積極的に支援します。
- 4 市長は、市職員に対し、協働のまちづくりに関する研修等を実施し、 市職員の見識を高めます。

第4章 地域自治の推進

(地域自治)

- 第11条 市民等は、私たちの住むまち「ふるさと八街」を自らの手で、 暮らしやすいまちにするために、互いに支え合って、地域課題に取り組 みます。
- 2 市民等は、自らの判断に基づいて、可能な範囲で地域自治に努めます。
- 3 市は、市民等が自ら行うまちづくりの取り組みを支援します。

(参加意識の醸成)

- 第12条 市民等は、「ふるさと八街」に愛着をもって、まちづくりに参加します。
- 2 市民等は、自分の持つ知識、技術、経験を活かして、まちづくりに取り組みます。
- 3 市民等及び市は、市民等のまちづくりへの参加意識の醸成を図る取り 組みを実施します。

(担い手づくり)

- 第13条 市民等及び市は、まちづくりの基盤を充実させるために、まちづくりの担い手を発掘及び育成します。
- 2 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自ら学び体験できる機会を提供します。

(集いの場)

- 第14条 市民等及び市は、さまざまな立場や分野の人々が集う場や機会 をつくります。
- 2 市民等は、積極的に集いの場に参加し、多くの人と交流を深め、地域のつながりを育みます。

第5章 行政参加の推進

(市民等の参画推進)

- 第15条 市は、政策等の立案から実施及び評価までの過程において、市 民等の参画を求め、これを推進します。
- 2 市は、市民等との信頼関係に基づき、市民等からの意見に対して、誠意をもってわかりやすく説明するよう努めます。

(意見の公募)

- 第16条 市は、市の総合計画その他基本的な計画(以下「計画等」という。)を策定するときは、計画等の案を公表して、市民等から意見を公募します。ただし、意見の公募が適当でないと認められる計画等は除きます。
- 2 市民等は、公表された計画等の案に対し、市へ意見を提出することが できます。
- 3 市は、提出された意見に対する市の考え方を公表します。
- 4 市は、計画等を策定する際には、第1項で定める市民等からの意見の 公募のほかに次の各号に掲げる事項から1つ以上を実施し、市民等から の意見を求めます。
 - (1) 審議会等の設置

- (2) ワークショップの開催
- (3) 説明会の開催
- (4) アンケートの実施
- (5) 意見交換会の開催
- (6) その他市長が必要と認めること。

(委員の公募)

第17条 市は、審議会その他の附属機関等(以下「審議会等」という。) を設置するときは、その審議会等における委員の全部又は一部を市民から公募します。ただし、委員の公募が適当でないと認められる審議会等 は除きます。

(政策の提案)

- 第18条 市民等は、複数の市民等の合意により、その代表者から市に対して、まちづくりに活かすことができる具体的な政策について、提案することができます。
- 2 市は、市民等に対して、まちづくりに活かすことができる具体的な政策の提案を求めることができます。
- 3 市は、市民等からの政策の提案に対して、市の考え方を公表します。
- 4 市は、市民等の自立したまちづくり活動の提案を積極的に支援しま す。

第6章 協働のまちづくり推進組織

(推進委員会)

第19条 市長は、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市民等で 組織する八街市協働のまちづくり推進委員会を設置します。

(推進本部)

第20条 市長は、市における協働によるまちづくりの体制を整えるため、八街市職員定数条例(昭和29年条例第5号)第2条第1項各号に

掲げる組織に属するすべての職員が情報を共有し、互いに連携できる環境をつくることを目的に、八街市協働のまちづくり推進本部を設置します。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、協働のまちづくりに関し必要な 事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成29年7月1日から施行します。

第2次八街市協働のまちづくり推進計画

発行 八街市

₹289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

編集 八街市総務部市民協働推進課

T E L:043-312-1140 (直通)

E-mail: shiminkyodo@city.yachimata.lg.jp